

令和2年 第1回定例会

# 浦臼町議会会議録

令和2年 3月10日 開会

令和2年 3月18日 閉会

浦臼町議会

# 浦臼町議会第1回定例会 第1号

令和2年3月10日（火曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について（工事請負変更契約の締結について）
- 7 議案第 1号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）
- 8 議案第 2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第 3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第 6号 浦臼町母と子の家設置条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第 7号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第 8号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第 9号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第10号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第11号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組規約の一部を変更する規約について
- 19 議案第13号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散について
- 20 議案第14号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分について
- 21 議案第15号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
- 22 議案第16号 工事請負契約の締結について

23 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める  
ことについて

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	斉藤純雄君
総務課長	石原正伸君
総務課主幹	城宝睦己君
くらし応援課長	大平雅仁君
くらし応援課主幹	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
長寿福祉課主幹	鎌田隆司君
産業振興課長	横井正樹君
産業振興課主幹	明日見将幸君
建設課長	馬狩範一君
建設課主幹	山崎哲君
教育委員会 事務局長	上嶋俊文君
農業委員会 事務局長	大平英祐君
農業委員会 代表監査委員	日下文雄君 笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	國田朋子君
書記	西川茉莉君

◎開会の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和2年第1回浦臼町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

なお、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、出席者全員に感染拡大防止のためマスクの着用をお願いしておりますので、聞きづらい点があるかと思っておりますけれども、ご了承願いたいと思っております。

◎開議の宣告

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定により、議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をします。

初めに、令和元年第4回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通しを願い、主なもののみ報告いたします。

2月6日、鶴沼老人クラブ、2月10日、晩生内老人クラブと議会懇談会

を開催させていただきました。

浦臼中央老人クラブの懇話会につきましては、新型コロナウイルス対策のため中止させていただきましたが、各老人クラブと数多くの意見交換をさせていただきました。これらを取りまとめさせていただき、町長部局へ要望させていただきたいと考えております。

次に、監査委員より、令和元年12月分から令和2年2月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので、報告済みといたします。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですので、ご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

#### ◎日程第4 行政報告

##### ○議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

斉藤町長。

##### ○町長（斉藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

平成24年に町長に就任させていただいてから2期8年、町のさまざまな課題に対し、私なりに全力で取り組んでまいりました。

行財政改革では、皆さんのご協力により健全な財政運営にある程度効果が出ていると思っております。

しかしながら、人口減少対策等ではこれといった成果もなく、残念に思っている次第であります。

本日の定例会は、任期最後の定例会であり、これまで議員初め多くの皆様には大変ご支援をいただきましたことに対し、この場からお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大であります。北海道の流行拡大により深刻さが増している現状から、道では3月2日、緊急事態宣言を出し、外出などの自粛を要請、また国の要請によって、小学校、中学校、そして高校の一斉休校が3月春休みまで継続し、不要不急の外出を自粛する。

さらには、各種イベントやスポーツ大会、大相撲などが中止や無観客試合となるなど、日本社会全体が縮むような状況にあります。

町では、役場を初め諸施設の原則利用禁止と各種会合の自粛、それらを決め、さらにマスクが入手困難な状況にかんがみ、備蓄していたマスクを町民1人10枚として1万8,000枚を2月28日に郵送で全戸に配付したところであります。

大変厳しい現状にあります。このようときこそ国民、町民一丸となつて、感染拡大に歯どめをかけるよう取り組んでいかなければならないとされている次第であります。

さて、本日をもって招集いたしました第1回定例会では、報告1件、議案16件、同意1件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分ご審議いただき、町政発展のため委員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第4回定例会以降の行政報告について、お手元の配付資料をごらんいただき、口頭で1点、報告をさせていただきます。

火葬場の広域化について、今後の人口減少、高齢化社会を見据え、砂川市の吉野斎場の共同利用について、2月27日、奈井江町の三本町長とともに砂川市の善岡市長を訪ね、お話をしてきました。

現時点では、検討に値する旨、お返事をいただいております。今後担当職員などの協議を進めていくこととしております。

以上でございます。

#### ○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。河本教育長。

#### ○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第4回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、4点につき報告をさせていただきます。

1月12日に開催いたしました令和2年新成人のつどいにつきましては、対象者が管内最少の8名と新聞報道がなされましたが、学齢簿等からご案内をいたしましたところ、14名の出席をいただき、門出を祝福いたしました。

次に、1月21日開催の第12回B&G全国サミットでは、優良センター表彰として特A表彰を受けてまいりました。平成30年度まで9年連続となり、来年度10年連続になりますと、新たな修繕助成の対象となることから、引き続き適切な運営を心がけてまいりたいと考えております。

1月28日には、本町出身で立命館慶祥高校陸上部顧問の日裏徹也先生をお招きし、浦臼中学校でスポーツクリニックをあかねホールにおきまして講演会を開催いたしました。

講演会には60名ほどの方にお越しいただき、日裏先生にはご自身の挫折や失敗の経験も含めてご講演をいただき、学校管理職からはあしたへの励みになったとの感想も聞かれ、また指導的な立場にない方々にとっても大変元気をいただけた有意義な講演会となりました。

4点目につきましては、3月4日、緊急に招集がなされ、新型コロナウイルスの対応に関する北海道教育長と市町村教育委員会教育長との意見交換会が振興局会議室におきまして、テレビ会議により開催され、分散型登校及び

個別の対応や卒業式の対応等についての協議がなされました。一日も早い事態の終息を願いながら、そのための適切な対応に努めてまいります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

**○議長**

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

**○議長**

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

なお、コロナウィルス感染予防対策のために、時間短縮をお願いしたいと思います。

答弁、質問については、簡潔にお願いを申し上げます。

発言順位1番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

**○5番（折坂美鈴君）**

議長より一般質問の時間をいただいておりますが、その前に一言斉藤町長に、私からお礼とお願いを申し上げたいと思います。

斉藤町長におかれましては、この定例会が最後の定例会となります。

斉藤町長は、2期8年間、町民のトップに立ち、町政運営に注力されてこられました。

そのご努力とご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げるものであります。

そして、この数週間は新型コロナウイルス対策ということで、新たな難題に取り組まれることになりました。

こういう時期こそ、強いリーダーシップを発揮され、町民一丸となってこの難題を乗り越えようと考えております。

先般、災害備蓄用のマスクを町民1人当たり10枚、それから福祉関係者にも配るというご英断をいただきました。

どこよりも早い対応に、町内外からも称賛の声をいただいております。私からも感謝を申し上げたいと思います。

あと任期残るところ一月余りとなりますけれども、今後ともしっかりと職責を果たされますことをご期待申し上げます。

新型コロナウイルス対策では、町民が情報が錯綜する中、不安な状況にあります。

自治体を取り巻く状況も刻々と変わってきております。

町として、どのように対応していくかは、逐次変更が可能な防災無線や町のホームページなどでタイムリーな情報を常に情報発信していただく、このことをお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

産業別の担い手対策と移住定住対策の強化を。

次ページの「浦臼町の15歳以上就業者数」を参照してください。

国勢調査をもとに、平成12年から27年までの15年間の産業別就業者数の変化を調べてみたところ、就業者の総数は1,397人から1,023人と374人減少していました。

産業別に見ても、それぞれ減少している様子、その中でも第2次産業の落ち込みが激しいことが折れ線グラフを見てわかると思います。上から第1次産業、第3次産業、第2次産業となっております。

産業別のバランスとして見るために、就業者総数を各産業が占める割合で比較すると、第3次産業は一定していますが、平成12年と27年では、第2次産業の占める割合が18.7%から9.9%と大幅に減って、バランスが悪くなっていることがわかります。

域内経済をうまく循環させるには、各産業ごとの担い手対策が必要で、農業の場合は第三者継承も視野に入れて、製造業や建設業などの第2次産業の担い手対策として、移住定住策の強化、移住者が起業する場合の初期投資に対する補助などを手厚くし、多様な人々が暮らすまちづくりを目指すことが必要だと考えます。

1、移住者が農業をやりたいと相談に来た場合、どのように対応していますか。第三者継承を望む農家にマッチングする仕組みはありますか。

2、3年後の定住を視野に、その準備期間として、地域おこし協力隊の制度を使って、農業に興味を持っている人に多様な経験を積んでもらうのはどうでしょうか。

3、移住者が空き家を改修して、店を開業したいと相談に来た場合、どのように対応していますか。

4、住宅取得や初期投資の負担軽減のための施策として、定住促進住宅取得応援条例や中小企業振興条例がありますが、助成金の交付は実績報告後となり、やはり開業時の負担は大きいと思います。

農業の場合は、新規就農者に対して一定期間生活費を保障したり、商工業者にも事業が軌道に乗るまでは住宅費の保障など、思い切った施策を展開することで、一つ一つ移住者が新しい分野に挑戦する際のハードルを取り除いていくことになると思うのですが。

5、移住希望者が相談しやすい窓口の整理とわかりやすいように施策のPRを望みます。

#### ○議 長

それでは、議員の質問に対して答弁をお願いいたします。

横井課長。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

折坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の質問につきましては、就農を考えている移住者の希望される営農の形によって対応が変わってくるものと考えますが、農地の取得や営農指導

など、関係する各機関と情報共有し、対応していくこととなります。

また、第三者継承につきましても、就農に関する一つの形であると考えますが、現在マッチングする仕組みはありません。

2点目の質問につきましては、地域おこし協力隊の農業への起用は制度的に可能であると考えますが、3年後に営農に必要な農地の取得や機械の購入ができるかなど、課題が多くありますので、今後検討してまいります。

3点目と4点目の質問につきましては、町内でお店を開業したいと考えている方には、開業に関して利用可能な支援について説明するとともに、関係する係と情報共有し、また商工会の開業に関する窓口を紹介いたします。

開業に関する支援につきましては、議員ご指摘のとおり、定住促進住宅取得応援条例や中小企業振興条例、企業立地促進条例などにより支援しておりますが、住宅費などの生活費の助成については考えておりません。

最後の質問でございますが、移住希望者の相談対応につきましては、総務課企画統計係を窓口としており、各課と連携をとりながら、相談対応しております。

移住定住施策につきましては、平成28年度に作成しました移住定住ガイドを活用するとともに、町の公式ホームページでも情報を掲載しておりますが、引き続きわかりやすい情報発信に努めてまいります。

以上です。

#### ○議 長

再質問ございますか。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

先ほど、議長より、質問は簡便にというご指摘もありましたので、再質問もお答えしていただきたいものをきちんとまとめて質問させていただきますので、きちんとメモをとっていただき、適切な答弁を願います。

順番に行きます。1番の質問からなんですけれども、農業をやりたいということで相談に来られた場合、今までの例を見ますと、農業委員会等で水田農家でやっていくには、浦臼町では10ヘクタールぐらい所有しないとやっていけないよという話になるそうであります。

農地法では、2ヘクタール持てば、農家として認められるという状況であるにもかかわらずです。

もちろん、研修期間も必要ですけれども、2ヘクタールでも園芸作物を導入することでの新規就農を進める方法もあるはずではないかと思えますし、先ほど研修先をマッチングする仕組みはないということでしたが、これをやるにはまず研修を受け入れる農家などを登録することが必要ですよ。

そこから始めていくべきではないかと思えますが、あるいは農協と連携して研修施設などを準備する、こういうこともできると思うんですね。

農水省も新規就農者の確保と定着を見据えて、相談から準備、研修、就農後の各段階で支援していく体制の構築に乗り出すと力を入れておりまして、

2020年の当初予算案にも事業費は盛り込まれています。

そして、関係団体との協議体をつくり、地域ぐるみでサポートするようということを目指すということをおっしゃっています。

この1番では、こういう関係団体との協議体の設立が必要ではないかということ、それから相談窓口の創設の必要性、このことについてお考えを伺いたいと思います。

2番目は、地域おこし協力隊を農業分野にという質問だったんですけども、総務省事業の地域おこし協力隊、農水省の田舎で働き隊を加えますと、2018年で5,500人が農林水産業などの地域協力活動に従事して、3年の任期終了後は約6割が同じ地域で定着し、就農する人も多いそうです。

浦臼町は、今まで農業分野で地域おこし協力隊を募集したことがありませんが、なぜここでやらないのかなということをお強く思ったわけがあります。

例としまして、新冠町がすごく手厚い支援をしているということでご紹介させていただきたいんですけども、地域おこし協力隊を新規就農に向けた農業支援員として、手厚い支援をしているそうでもあります。

新冠町の産業課では、農家の人手不足に対する作業支援の一面もあるということでもあります。

作業支援でありながら、結局9年間で7人が独立就農、1人は畜産経営という成果も上げているそうでもあります。

その支援が手厚いのでありますけれども、研修期間3年間ですね、ここは家族が生活できる賃金と家賃や自動車借り上げ代、携帯電話などの通信費を支給、ここまでの25万円程度とありましたので、浦臼町も同じくらいここは出していると理解をしますけれども、ここからなんですけれども、農家で研修するわけですので、農作業が少ない冬場もあります。

冬場には農業大学校の研修や大型特殊免許などの取得を進め、費用は全額町が助成しているそうでもあります。

そして、来年度からは健保と年金保険料の半額補助も始めるそうでもあります。

そして、就農時には町が費用の2分の1、最大500万円と担い手協議会が100万円を支給する、無利子の青年等就農資金や道農業公社の農地リース事業を活用できるとありました。

初年度から黒字の経営計画を立てるとおっしゃっています。

そこで、近隣の市町村の新規就農者へのサポート体制を調べてみました。

芦別市も地域おこし協力隊を農業部門でやっておりました。

そして、先ほど起業する場合はどうするんだという課長のお話もありましたけれども、もちろん起業する場合は備品の購入費など経費の対象限度額が300万円ですが、その3分の2を補助するとおっしゃっています。

新規就農なら農地の固定資産税相当額5年間補助、農地取得のため借り入れた資金の5%について5年間補助、借入金の利息補給10年間、機械購入の利息が無利子になるように利子補給10年間、これはUターンの後継者も

含むそうであります。などなど手厚くやっております。

研修生の受け入れをする方の農家に対しても、その経費を払っているところがありました。

岩見沢市は、その研修経費として、受け入れ農家に月4万円を2年間、体験研修生に支払う賃金の2分の1以内で8万円限度を最初の6カ月以内は支給するそうであります。

研修中の家賃も3分の2補助で3万円まで、深川市も結構手厚くやっています、就農確定時に200万円だそうです。

受け入れ農家にも支払金108万円を2年間、これは深川市とJAでやっているそうです。

おもしろかったのは、秩父別町ですけれども、秩父別町では産業後継者新規就農支援ということで、就業時に200万円、Uターン後継者でも100万円もらえるそうです。

そこで、浦臼町はどうかと見てみますと、若手農業者チャレンジ応援事業のみです。就農支援のサポートについてはやっていないということで。

新十津川町も農業公社をJAピンネと一緒に立てましたので、そこでやっています。

浦臼町はそこに入っていないわけですから、独自でやるしかないという、この必要性についてどう思うかということ、多分担当課長が答えられるのかと思いますけれども、担当課長として、こういう就農支援のサポートを浦臼町もやるべきではないかという、そういうお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、3点目であります。前回の定例会での産業振興課長答弁では、小規模な企業の立ち上げに関するところの窓口は、町というより商工会ではないかとおっしゃったんですけれども、私はそれは違うと思います。窓口は町ですよ。

町でできることは、先ほど答弁にありましたようにたくさんあるわけです。

中古の住宅取得をする場合に50万円いただけます。その後、浦臼町の住民になれば、改築するのに住居の部分は住宅リフォーム補助金が使えますし、店舗部分では中小企業振興条例で2分の1補助の最大200万円まで出ますよね。この補助をするのは町ですから、商工会ではありません。

助成金をどう使えば有利かという説明が企画と商工観光と課もまたぐことになるんですけれども、そういう説明が連携して行われているかどうか、そのことをお聞きします。3番目はそれです。

4番目の質問ですが、この実績報告後にしか助成金を出せないということになっているんですけれども、質問の方にも中小企業振興条例についてのせています。その条件のところ実績報告後にしか助成金出ないとなっているのですよね。

この実績とは何でしょうか。改築した場合のお金を全部支払った後ということか、それとも経営の実績を見た後ということでしょうか。

設計書を提出した段階で補助金が出るようになれば、その分を除いて借入金を組み立てるのではないかと私は考えるので、その分初期費用が軽減されると助かるのではないかと思います。

担当職員とも意見交換をさせてもらいましたけれども、まず自分で資金を用意するのが常識ではないかという、そういう考え方のございですが、補助金だけもらって出て行かれても困ると、そういう感覚でいらっしやると感じました。

私は、支援をしても全員が定住するとは限らないという、そういうことを前提にして、でも手を尽くすべき、今は時期ではないかと。

補助金を持って行かれたら困ると、そんなことを言っている場合かなと、私は思うわけでありませう。

都会生活に疲れて、田舎暮らしにあこがれ、その町の風景を気に入って、お金はないけれど、この町に住んでみたい、そういうやる気だけ十分な人が来てもらっても、私はいいと思うんですね。そんな人、なかなかいない貴重な存在だからです。

まさか、無収入の人にお金は出せませんが、浦臼町で働いてもらって、準備してもらって、その期間も支えながら、町民との信頼関係を築きつつ、就業時にもきちんと支援する仕組み、そういうものがいいのではないかと真剣に思うわけですね。

人と人とのつながりで、人は感動するし、ついのすみかとして選んでくれるかもしれません。そんな仕組みをつくっていただきたいと私は思います。

この4番では、この実績報告後というところを考え方を変えられないかなというところで質問です。

そして、5番目であります。

今はSNSの時代と言われております。高齢者もほとんどが今はスマホを持ち、情報はネットで得るといふ人が本当に昨今多くなつたと感じています。

今は住宅さえもネットで探すという時代だそうなんです。

農業をやってみようという人、古民家でカフェをやってみたいという人、子育て支援の手厚いところに一時的でも住みたいよという人が、みんながネットで探しています。

ネットで浦臼町の情報を発信してください。その情報を得て、そこを確かめに浦臼町に来た人に優しく接してあげて、スムーズに相談窓口にたどり着けるように、そういう方法を考えていただきたいと私は思います。

情報発信の方法について、SNSについての考え方について、ここではお聞きをしたいと思います。

#### ○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、農業委員会の方で、10ヘクタールという話なんですけれども、浦臼町で基本構想をつくってございまして、農業に関する農業経営基盤強化促進基本構想というのがございまして、その中で新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標というものを定めておりまして、その中にそれぞれの営農種類によつての経営規模の面積を載せてございます。

基本的に、5年後に向けてここに到達するというを前提にお話を進めてまいります。営農の指導とか、その辺のことをすべて指導してまいりますので、その中で水稲でいけば10ヘクタールという形の説明をしているのかなと思います。

それがまず1点目でございまして、サポートする協議体、それから窓口の必要性、それと2番目の質問にありましたサポート支援の関係につきましても、第三者継承につきましてもいろんな農業公社等に出している文献を確認しても、サポート体制が非常に必要だと、役場のみならず、農業委員会、それと営農に関するところのコーディネーターチームというのが必要だということが書いてございまして、今後地域おこし協力隊がそのまま営農につけるかどうかということも含めまして、サポートチーム、支援チームが必要なものではないかなとは思っております。

ただ、今のところで、つくりますという話はできませんので、今後検討していきたいなと思っております。

それから、商工関係の質問でございますけれども、まず先ほど答弁いたしましたように、我々の窓口では起業、開業に関する支援、補助金等の説明は我々の方でできます。

なので、企画統計係と商工観光係で連携しながら、その辺の補助の仕組みについては説明できますが、その後の経営に関する中身の相談については、我々では受けられませんので、そこについてはあくまでも商工会ということで、商工会の方で経営についての指導を受けてください。

例えば、何かパン屋さんをやりたいよと言われたときでも、我々はパン屋さんを建てるどころまでの支援はできますけれども、パン屋として成り立つのかどうかというところの経営の関係に関しては、商工会でなければわからないので、そこは商工会にお伺いしてくださいという窓口の紹介をしているところでございます。

それから、4番目の実績報告後というのは、例えば増改築、新築したいよということであれば、まず新築の設計書なりを持ってきていただいて、その内容を確認して、やってもいいですよ、着工してもいいですよというお話をさせていただいて、すべての事業が完了した後に、実績報告を出していただいて、その実績報告を確認してから補助金の交付をしておりますので、実績報告というのは、あくまでも物が建った時点ということでございまして、営業の内容についてのところまでの実績報告ではございません。

あくまでも、備品なり何なりの必要なものが購入されて、お店に納入されたというところで実績報告ということで、そこで確認して実績報告に見合っ

た補助金を交付するとしてございます。

SNSの関係につきましては、情報発信の方法ということで、SNSも非常に有効だと思いますけれども、その活用方法についてはいろいろと気をつけなければならないところもございますので、今後どこまで情報公開をスピーディーに進めるかということを検討しながら、SNSの利用についても検討していきたいと思っております。

以上です。

**○議 長**

再々質問ございますか。

折坂議員。

**○5番（折坂美鈴君）**

産業振興課長として、でき得る限りの思いと現在答えられる範囲の答弁をいただいたと思っております。

再々質問では、斉藤町長に、もう残り任期一月ということになりましたけれども、今後どうするというお答えはもちろんできないと思っておりますけれども、今の産業振興課長の答弁、就農者の支援サポート体制は必要ではないかということをおっしゃってくださった、そのお言葉とか近隣ではこのようにやっているという事例を私はここで披露させてもらったんですけども、そのことに対して、今の時点でどう思い、次の町長に託したいなというところがあれば、ぜひそうしていただきたいので、そのあたりの思いをお聞きしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

**○議 長**

斉藤町長。

**○町長（斉藤純雄君）**

自分の任期8年の中では、この部分についてはほとんど手がつけられなかったということで反省をするわけでございますけれども、先般、道新の新聞に道東の白糖町でしたか、町の持っている農地を無償で農業をやりたい方に譲渡すると、大変すごい記事が出ていました。

それだけ深いことをやっている町もあるわけでありまして、今後そういったことを皆様さんと新たなリーダーとともに協議をしながら基幹産業が農業の町でありますので、少しでもいい方向に行けばいいかなと思っております。

以上です。

**○議 長**

発言順位2番、中川清美議員。

中川議員。

**○8番（中川清美君）**

今回の定例会において、議長の発言の許可をいただきましたので、町長と教育長の方へ質問をいたしたいと思っております。

さて、今、日本において蔓延している新型コロナウイルスは中国の武漢から発生し、中国はもとより隣国の韓国、そして日本、さらには現在において

はヨーロッパ、アメリカなど世界にまで拡散されてきている状況であります。

その中で、日本においては北海道がきのう現在感染者が108名と、全国で一番感染者が多い状況でありまして、浦臼町においては今現在、幸いなことに感染者はいませんが、近隣の滝川市において2名、そして岩見沢市においても2名の方が感染され、その市においては適切に対処されているところではありますが、しかしこのウィルスは目に見えない細菌でありまして、いついかなるときに我が町に近づいてくるものと認識を高めなければならないと思っていますところでもあります。

このウィルスの治療における特効薬が見当たらない状況のもと、対応策としては各個人個人が手洗い、マスクの着用、不要不急の外出の徹底など、個人対応が求められているところでもあります。

蔓延防止策として、道の方から指針が示され、全道一律に緊急事態宣言が発効されるまでに至っておられます。

これらを踏まえて、行政と教育委員会の対応と今後の対策について質問をいたします。

**○議 長**

答弁をお願いします。

石原課長。

**○総務課長（石原正伸君）**

中川議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスにつきましては、北海道内において感染の拡大が進んでおり、北海道知事が緊急事態宣言を出される深刻な事態となっております。

これまで町の対応につきましては、2月26日に浦臼町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、政府が決定しました感染症対策の基本方針を踏まえ、町がとるべき対策について協議し、これまで実施してまいりました。

具体的には、2月26日から3月13日までの期間、感染拡大防止の観点から、町が主催いたします行事の延期、縮小、中止の措置や町が管理する集会施設の利用休止、また教育委員会では小中学校を3月25日まで臨時休校とし、あわせて子ども広場を閉鎖するなど、クラスター感染防止の措置をとっております。

また、翌日27日に公表されました滝川市の感染者情報を受け、翌28日に第2回対策本部会議を開き、全町民及び福祉施設職員への災害用に備蓄していましたサージカルマスクの配付を決定し、即日郵送にて配付をしております。

役場庁舎など公共施設につきましては、毎日3回定期的に窓口カウンターやドアノブなどの消毒を実施するとともに、全職員マスクを着用し業務に当たるなど、感染拡大の防止策を講じてございます。

認定こども園なかよしにつきましては、3月19日まで1号認定は休園とし、2号・3号認定は3月4日まで休園とし、5日から午前8時から午後5

時までの開園をしていると伺っております。

また、園の行事につきましては、小さな行事は中止とし、今のところ卒業式は21日に延期し、規模を縮小して実施することを聞いてございます。

今後の対応につきましても、国や道と連携をとりながら、町のできる最大の対策を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

## ○議 長

河本教育長。

## ○教育長（河本浩昭君）

中川議員の教育委員会に対するご質問にお答えをいたします。

北海道内及び本町における新型コロナウイルスに関する状況等につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおりでございますが、それに伴う小中学校の状況及び対応につきましてお答えをいたします。

現状、本町の児童生徒の感染者はゼロでございますが、北海道内における感染の拡大が深刻な状況であることから、各家庭に対し2月24日の晩より、朝晩の検温の実施を依頼するとともに、万が一、発熱等の風邪の症状が見られる場合には、登校せず自宅での健康観察をしていただくようあわせて依頼をしたところでございます。

この間、本町の児童生徒におきましては、発熱等での欠席報告はありませんでしたが、2月26日水曜日、北海道及び北海道教育委員会より、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じる必要があることから、公立学校の臨時休校についての要請がございました。

このような状況をかんがみ、本教育委員会といたしましても、道内の現状や道及び道教委の要請を強く受けとめ、2月27日から3月4日までの7日間につきまして、学校保健法第20条に基づく学校の臨時休校を決めたところでございます。

翌27日木曜日には、空知管内で初めて新型コロナウイルスへの感染者が確認されるなど、保護者や教職員に不安と動揺が広がっておりました。

このような状況の中、子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、内閣総理大臣より全国の小中学校及び高等学校、特別支援学校に対し、臨時休校を要請する方針が示されるとともに、北海道知事による緊急事態宣言も発令されるなどの状況をかんがみ、本教育委員会におきましても、学年末の大切な時期ではありましたが、本町児童生徒の感染リスクの回避を第一に考え、春休み前日の3月25日までの期間につきまして、臨時休校の延長を決定したところでございます。

この間につきましては、チャレンジテストを初めとした既存教材の活用に加え、小学校におきましては、公費負担により漢字・算数ドリルの配付を決定するなど、臨時休業中における児童生徒の学習機会の確保について対策を講じるとともに、引き続き各家庭での朝晩2回の検温を依頼するなど健康管

理対策も講じているところでございます。

また、授業の未履修対策でございますが、卒業を迎える学年の児童生徒につきましても、進学先の学校に当該児童生徒の学習状況を共有し、必要に応じた指導を行う等の配慮をお願いするとともに、卒業を迎える学年以外の児童生徒につきましても、学習に著しいおくれが生じることのないよう、次年度に補充のための授業として、全学年の未指導分の授業を行うなど、必要に応じた対応を図っていく考えでございます。

また、その際には標準授業時間時数を超えずに必要な授業時数を確保するなど、学校運営に過度の負担とならないよう弾力的に対処してまいります。

以上でございます。

#### ○議 長

再質問ございますか。

中川議員。

#### ○8番（中川清美君）

再質問であります。今答弁をお聞きしたところでありますけれども、これまでの対策として、町としては大まかな対策を打ってこられたと、また私も理解しているところであります。

まだ町では発生はしていないわけなんですけれども、町としての対策はこれが妥当であろうと私も考えているところであります。

しかしながら、このコロナウィルスというのは1度発生してしまうと、本当に目に見えない感染力がありまして、非常に大変なことになろうかと思っているところであります。

この小さい町がクラスターの感染源とならないように、しっかりとこれからは先手先手の対策を打つのが大変必要ではないかと思っているところであります。

その中で、町においては、災害対応として在庫のマスク3万8,000枚ほどあったと聞いております。

その中、町民1人10枚、1万8,000枚を配付したということで、非常にこのようなこと、本当に全国的に見ても当町だけではないかと、私も評価をするところでありますし、新聞報道によりますと、高い評価も得ているところであり、非常にその対策に敬意を表したいと、私も思っているところであります。

しかし、このマスク、1人10枚配付したところでありますけれども、私もちょっと気になりまして、ゆうあいの郷だとか、そういう職員の方にちょっと聞き取りもしたところであります。

そういうところの職員は、個人的に薬局等へ行って、感染防止の何かあるそうですね、首から下げるもので、30日間有効だということで、それを日中の勤務の方と夜勤の勤務の方が貸し借りをしながら共有して使っているということであります。

また、マスクにおいては、1日1枚が限界なんですけれども、その中にお

いて、また除菌用のガーゼみたいのがあるそうで、それを入れてまた使い回しをして、2日ぐらいはもつということでもあります。

町の説明によりますと、ゆうあいの郷とワークセンター、また社協とマスクの方も提供しているわけなんですけれども、配付数量も現在のところ10日間ぐらいの量だということでありまして、ゆうあいの方に聞いたところ、いただいているんですけれども、やはり近いうちには在庫もだんだん厳しくなると言っておりました。

そこら辺はしっかり残りの在庫の数量管理をしながら、そういったところの必要などところには2次、3次の配付もやはり検討して行って、そういう対策を打っていただきたいと考えているところであります。

それで、その対策について、今後の対応、保健センター、またワークセンター、社協と、病院の方は病院の方で特別にあるということでございますのであれですけれども、そこら辺しっかりとやっていただけるかどうか、確認をしたいと思います。

それと、いろいろ感染するとすぐ病院に走ったりとか、そういう状況がいろいろテレビの報道で見ますと、最終的に陽性の判明するまで3カ所ないし4カ所の病院を転院しているということでありまして、非常に保菌者がいろんな病院を回るということは本当にこれは少しでも減らさなければならない憂慮する事態だと思っているところであります。

そこで、浦臼町においては、保健センターなどで相談の窓口をしっかりと開設をしていただいて、もし風邪の症状が出たならば、町の対策では経過観察をするよということではありますが、しっかりとそこは保健センター等で相談窓口を開設していただいて、その風邪の症状が出たら、保健センターの方に必ず連絡をしていただきたいということで、そういう対策の一本化が必要ではないかと。

また、それにおいて、防災無線において、しっかりとこれは周知をしていただきたいと。

こういうときこそ、本当に毎日の防災無線での徹底も、これは町民としては非常にありがたい情報であり、心強く感じる場所であると思っておりますので、そこら辺、しっかりと窓口を開設できるかどうかをお聞きをしたいと思います。

それと、感染者、これはいつ発生するかわからないところでありまして、もしそういう感染者が出たときにおいては、町においては早期対策本部が設置されると思うわけでありまして、しかしこの対策本部の場合、頭が町長ということになるかと思っております。

町長も非常にこれからまたいろいろな業務も重なって、出張等もあろうかと思っております。

また、今回町長の改選ということで非常に席を離れる時間も結構あろうかと思っております。

そこで、いついかなるときに感染者が出たときにしっかりとトップが不在

でも号令なしにしっかりと対応できるような作業マニュアルを书面化をしまして、そして整えて、そのためのガイドラインの対応が急務と思われるところであります。

きょうの議会前の全員協議会の説明の中にも、きょうの議会が終了後、対策会議を行うということですので、ぜひそこら辺の内容において、ガイドラインをしっかりと作成していただいて、瞬時に対応できるような対策のフローチャートをつくっていったらどうかということを質問とさせていただきますと思います。

続きまして、教育委員会の方の関係でありますけれども、道の方では分散登校がきょう10日から実施されるということでありまして、浦臼町においてきょうのような分散登校がされているのか確認をしたいと思います。

また、浦臼町においてはスクールバスが運行されているわけでありまして、このスクールバスで登校するのか、その間、親が学校の方まで送迎するのか、そこら辺の確認をさせていただきたいと思っております。

また、もう一つ、今後、このウィルス、いつ終息するかも、まだ本当に未定で、大変な状況下であります。

今後、もし早急な感染が停滞するような状況になったときに、通学は再開される可能性があるのか、そこら辺の検討をされているのかもちょっと確かめておきたいと思っておりますし、また未習授業についても質問をさせていただきましたが、4月以降、その未習分については授業の方で進められるということで、本当に先生方においても大きな負担が課せられるのかなと思っております。ところでありますが、実際のところ、春休みまで臨時休校が続くということでありまして、その期間がもし解除された場合に、春休みの登校は考えられないのか、子供たちはやはり勉強するのが大事なんですけども、友達は一生涯の友達でありまして、少しでも長い間友達と会いたいというのがニュースでもよく聞かれるところであります。

状況に応じて、春休み登校も考えられないのか、その辺も確認をしていきたいと思っております。

3点目でありますけれども、浦臼町は幼少中と給食費は無料となっている状況であります。

この間、給食費の発生はないものであります。新聞報道によりますと、やはり給食の食材を余してしまって、野菜とかそういうのは販売している状況でありますけれども、牛乳においては非常に行き先が狭まれました。また使用範囲も決められますもので、消費は停滞するということも憂慮されておるところであります。

2018年の胆振東部地震のときにおいては、ブラックアウトにおいて生乳を廃棄処分すると、非常に大変生産者においてはつらい状況でありましたが、今回においてはしっかりとその牛乳は消毒され、商品に回るということでもあります。

今回、給食費、浦臼町は無料ということですので、できれば町内に

おいても牛乳を生業とされている酪農家さんが2軒あるわけでありまして、その牛乳の消費拡大も含めまして、その給食費無料の分の財源を活用して、対象お子さんのいるところに牛乳券の配付等を考えられないのか、その点、検討を願いたいと思っておるところでありまして、以上、質問とさせていただきます。

○議 長

ただいまから、休憩としたいと思います。

再開時間を11時10分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、答弁の方をお願いします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

まず、マスクの配付についてですけれども、議員ご指摘のとおり10日分ということで配らせていただいております。

今後の蔓延状況といいますか、拡大する状況を踏まえて、そういった福祉施設に優先的に配付するのがいいのか、それとも町民に対して再度2次配付をした方がいいのか、対策本部会議の中で検討しながら、在庫の数の管理もございますので、そういったものも踏まえて対応していきたいと考えてございます。

2番目の保健センターでの相談窓口を開設してはどうかというご質問ですけれども、このコロナウィルスに関しましては、北海道や保健所の方から感染者、疑わしい方のフローチャートが決定されてございまして、まず軽傷の場合につきましては自宅で療養してくださいと。

そして、4日以上もしくは呼吸疾患等のある方が何か変わった症状が出た場合は保健所の方に連絡するという流れになってございます。

保健所の方もしくは北海道の方も24時間の受付窓口体制を整えてございますので、一人一人のそういった状況を踏まえて、まずは保健所の方に確認をしていただき、検査が必要だという判断になった場合には、そういった形で次のステップに進んでいくとになってございますので、町の方にそういった簡単な相談があれば、状況を聞きながら、そういった流れになっていることも含めてお話をすることはできますけれども、全体の流れとしてはそういったフローとになってございます。

次に、町内で感染者が発生したときのガイドラインを作成してはというご意見でございます。

今時点でコロナに対応するガイドラインは持ってございませんけれども、新型インフルエンザの対策のときに業務継続計画というものを道の指導のもとつくってございます。

現時点では、それに沿った形で町長不在のときは副町長、そして副町長が不在のときは総務課長、そういった流れとなっておりますので、判断できない状況というか緊急事態に備えては、そういった形で適宜協議をしながら、的確な判断をしていく流れとなっております。

以上でございます。

## ○議 長

河本教育長。

## ○教育長（河本浩昭君）

中川議員の再質問に対して、お答えをいたします。

まず、分散登校ということでございますけれども、これにつきましては臨時休校が長期化していることに伴いまして、子供の心身と学習面をケアするほか、新学期に向けて、子供の生活リズムを整える必要があるということで、知事及び道教委から要請がありまして、本町におきましても中学校であるの11日から始める予定であります。

小学校につきましては、来週3日間程度ということで実施を予定しております。

それに向けまして、スクールバスも利用するということから、なるべくそのスクールバスの乗車についても、消毒あるいは座席の間隔をあける等で、登校させる学年の組み合わせだとか、そこら辺についても検討をしているところであります。

また、分散登校をした場合の教室につきましては、児童と児童の間隔をできるだけあけられるようにということで、例えば小学校につきましては多目的教室と音楽室を活用するような、そういった計画を立てております。

登下校の際か前後には消毒をし、登校したときにはまず検温から始まる流れになっております。

それから、通学再開の時期ということでございますけれども、これはちょっと今の段階では何とも言えない部分でございます。

それから、未習分を解消するための春休みの登校ということでございますけれども、これにつきましては分散登校が春休み期間中も対象になっております。

現在のところ、登校時間は1時間程度、なるべく短くということで、そういう内容になっておりますけれども、今後それがもうちょっと長い間、それが2時間、3時間、学校に行っていよいよという状況になれば、その中で未習分の解消に若干でも資することができるのかなと考えておりますけれども、これにつきましても今後の状況によるということでございます。

それから、給食でございますけれども、これにつきましては臨時休校となるという方向性が見えた時点で、学校給食センターの方で食材等の納入はと

めておりますので、ほとんど食材のロスはごくごくわずかであるという情報を聞いております。

その給食費の浮いた分を牛乳等の無料配付ということでございますけれども、これにつきましてはなるべく人と人が交わらないという部分からいいますと、その配付をどうする等々もございますし、そもそも給食では牛乳は余っていないとか、食品ロスがないということですので、これにつきましては町部局と実施できる可能性があるのかどうなのかを協議したいと思っております。

以上でございます。

**○議 長**

再々質問ございますか。

中川議員。

**○8番（中川清美君）**

再々質問といっても、時間的にいろいろあれですけども、今回は本当に未曾有の経験でありまして、ここが小さい町の最高の力を発揮するときだと思っております。

ぜひとも、町民の心にきいたすごい施策を出していただきたいと思っております。こういう本当に大変な時期でありますから、しっかりとしたインパクトのある対応を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

大変ありがとうございました。

**○議 長**

次に、発言順位3番、高田英利議員。

高田議員。

**○1番（高田英利君）**

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、ことし4月より開始されます札沼線廃止に伴います代替バスの運行であります。土日祝日に奈井江町、浦臼町間の乗り合いタクシー、そして月形町までの代替バスということで運行されるわけでございます。それに伴いまして、美唄市への乗り合いタクシーも新たに運行の対象ということで運行されることとなっております。

その中で、美唄市までの乗り合いタクシーの停車場所なんですけど、今の状況では美唄駅だけということで明記されております。

駅だけでは多くの方が利用の不便さを感じているところがございます。美唄駅だけの乗車ではJRを利用するだけ以外はなかなか使用しづらい状況ということになっております。

利用開始までは1カ月を切りまして、なかなか変更には時間的制約も厳しい状況とは思われますが、検討はできないでしょうか。

また、利用開始後も変更できる状況があれば検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長

答弁お願いいたします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

新たに運行いたします乗り合いタクシー美唄線は、札沼線の代替交通として地域間交通ネットワークに接続する新規路線として運行するものでございます。

美唄線の運行につきましては、国から地域内フィーダー系統の補助金を受けて運行いたしますので、JR美唄駅までの経路から外れ、病院を經由することは補助路線として許可がないこと、また他の交通事業者との競合路線となることから、既存事業者との調整は難しいことなど課題が多いため、4月からの停車場の追加については難しいと考えてございます。

議員ご指摘のとおり、高齢者の通院等の足として利便性を向上させるためには、美唄駅から目的地まで通常タクシーとして引き続き乗車していただき、町が交付いたしますタクシーチケットを利用していただく方法もございますが、今後利用実績と利用者の要望等を勘案しながら、次年度以降検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

ただいまの答弁にもありましたとおり、なかなか厳しいという状況は私も理解をしているところでございます。

ですが、駅だけということであれば、なかなか高齢者の方が使うのがメインなのかなとも考えております。

一口に病院といいますが幾つもの病院もあります。どの病院を選定するのだという話にもなろうかと思いますが、やはり浦臼町にも当然診療所もありますので、その診療所が優先ということで考えていただきまして、恐らく美唄には専門病院、整形外科がありますので、その病院が一番希望が多いと聞いています。

そのことも勘案していただきまして、今後の検討としていただきたいとも思いますし、まだこういうコロナウィルスが蔓延している状況ですので、地域への説明もまだ十分されていない状況とも私も理解しております。

そんな中で、今後十分運行状況が周知されないまま運行されることも想定されます。

そんな中で、町民の利便性確保のために運行が始まってからでも十分検討の余地はあるのかなと私も考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っておりますし、また病院だけのみならず、ほかの面でもとまってほしいという

要望もあるかと思いますが、やはりその辺は買い物についてはある程度線引きをした中で進めてもいいのかなと私は思います。

美唄市だけのことを申しますと、別の議員からは砂川市にという話も出ておりますけれども、その辺一つのモデルとして美唄線を運行されるわけですので、その辺を十分検討していただいて、新たな形での利便性の確保ということで検討していただく材料としていただきたいと思います。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議 長**

答弁をお願いします。

石原課長。

**○総務課長（石原正伸君）**

高田議員のご質問にお答えします。

先ほど来、説明いたしました病院の新たな指定場所ということでございますけれども、実は浦臼町内で運行しています乗り合いタクシー事業と美唄線の乗り合いタクシーの形態は少し違ってございます。

浦臼町につきましては、エリア運行といいまして、浦臼町内すべての範囲をエリア輸送できる許可をとってございます。

しかしながら、美唄線につきましては駅等の連絡施設につなぐという大前提のもと地域間ネットワークに接続する路線ということで、路線の許可をとって運行する形になりますので、運輸局との協議の中でも、そういった駅等から外れる路線については補助路線としては認められないということを今現在言われている状況でございますので、何か形を変えることによって、駅やその他の連絡施設を設けることができ、なおかつ補助もとれる方法があるかどうか、関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議 長**

再々質問ございますか。

高田議員。

**○1番（高田英利君）**

再質問でございませぬけれども、今後とも検討協議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**○議 長**

次に、発言順位4番、静川広巳議員。

静川議員。

**○6番（静川広巳君）**

それでは、令和2年度第1回の定例会におきます一般質問を教育長に1点させていただきます。

子供たちの自転車通学についてであります。

本町において、小中学校での自転車通学は、小学校では中学年からですが、

今年度も4月に入ると自転車通学が始まりますが、通学生徒、通学児童の現状はどのようになっているのか。

交通ルールの厳守、交通マナー、ヘルメット着用など安全教室も開催され、安心していますが、自転車による通学路の安全対策についてはどのような状況なのか。

また、近年、自転車の事故も注目され、自身のみならず歩行者との事故や物損事故などが報告されております。

これらのことから、自転車保険加入についてはどのような状況なのか、さらに調査結果を踏まえ、自転車の安全利用への取り組み方の方向性について、教育長にお伺いしたいと思っております。

以上でございます。

**○議 長**

答弁をお願いします。

河本教育長。

**○教育長（河本浩昭君）**

静川議員のご質問にお答えをいたします。

本町において自転車通学をしている児童生徒は、小学校29人、中学校27人となっており、今年度自転車通学者の事故等についてはなかったとの報告を受けております。

自転車による通学路の安全対策につきましては、児童生徒一人一人が交通ルールやマナーをしっかりと守り、正しい自転車の乗り方を身につけ、交通事故から身を守るための知識を身につけることが大切であると考えております。

こうしたことから、小学校につきましては、毎年4月に砂川警察署や交通指導員等の協力により交通安全教室を実施し、交通ルールを守ることやヘルメットの着用など、学校での自転車通学許可の約束を守れると家庭で判断した3年生以上の児童のみ自転車通学を許可しております。

中学校においても、学校の自転車通学のルールや北海道交通安全推進委員会作成のリーフレット等をもとに事前指導を行い、自転車での通学を許可しております。

なお、自転車保険の加入につきましては、近年、自転車による事故が多発しており、中高生が加害者となって高額な賠償を請求された事例もあることから、各学校において、毎年4月に学校だより等で自転車保険の加入について呼びかけております。

今後も引き続き関係機関と連携し、児童生徒の交通安全に対する意識の高揚と交通ルールやマナーの向上に努めてまいります。

以上でございます。

**○議 長**

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

一般質問を簡潔にということで、1点だけ質問させていただきます。

自転車の保険のことなんですけれども、中空知の5市5町の広域圏の中では、たしか保険があります。

自転車の保険もあるんですけれども、1人400円だか500円ぐらいで入れる保険がありますけれども、ただ、あれはなかなかちょっと使い勝手が悪いといえますか、一方的な分ですべてを賄い切れないということもあります。

それで、私的にはぜひ浦臼町のこれから第3の一つのまちづくりの子供たちの支援として、自転車の保険の加入についてはぜひ義務をしていただく。

その義務をさせるぐらいなので、当然やはり町としてもそこはぜひ加入の支援をしていただければと。

特に、小学生、中学生は比較的自転車というのが一つの交通手段になっていることもありますので、いろいろな生活の部分も含めながら、こういう交通機関のなかなかないところでは自転車はかなり有効的な交通手段となっていますので、その辺を含めて、ぜひ教育長にはこれから新しくなる町長を踏まえて、教育委員会は事業予算を持たないものですから、その辺、ぜひ次期のまちづくりの一つとして、義務教育を行っている子供たちの自転車の保険の加入について、ぜひ町としても面倒を見てあげるぐらいの考えを持っていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、本町の小学生、中学生につきましては、全国で起こっているようなスマホを見ながら運転をして、加害者になるという状況はないと考えております。

また、中空知災害共済につきましては、これは議員もおっしゃられたとおり被害者になった場合に見舞金として若干の支給を受けると、加害者になったときは一切補償がない状況になっております。

それを義務化して支援できないかということでございますけれども、これは小中学生に限るのか、高校生までなのか、あるいは一般町民もすべて含めてという考え方もあるかと思えます。

今後、町部局とも協議をして、そういった事業を進めるかどうか検討をしたいと思えます。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議 長

それでは、発言順位 5 番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7 番（牧島良和君）

第 1 回定例会に当たり、一般質問を町長、教育長を分けて 3 点についてお尋ねをいたします。

まず、1 点目ではありますが、新型コロナウイルス感染拡大に関して問いをするものであります。

先般、協議会で、また中川議員からも数多くの質問がされておりますので、そのことをよしとして理解をするところであります。

私は、基本的に国が全国小中高と特別支援学校の休校を一律要請をしたことに、政治的判断としたものだとし、専門会議にも諮らず一律休校というのは疑問を出さざるを得ないと考えておりますが、この点についてお尋ねをいたします。これが 1 点。

それから、休校を求める中で、休業補償などの環境整備の対策を政府の責任で同時に行うべきだと考えておりますが、給与補償は雇用調整助成金があるとする、これが国の見解であります。助成金は雇用保険に加入していない自営業者やフリーランスでは全く効果がないと考えております。この点についてどう考えるか。

3 点目については、町民からもいろいろ多岐にわたる意見がありますし、まさに国は終息に向けて努力をしているわけでありませけれども、その時間を見ますと、まだ微動的段階、拡大していく傾向にあります。

こうした中で、私どもに父母から寄せられる意見は、うちの町でも子ども広場が開場になっています。

国の一定の補助を受けながらの開場ではありますが、これらについても開場が必要ではないかと考えるものでありまして、この点についてお伺いをします。

先般の質問も含めて検討する内容になると言われておりますが、私も日常の環境のリズムがやはり私たちの生活でもそうですが、子供たちの生活もそうしたリズムがやはり大事なんだろうと思うわけですね。

そういう点からすれば、やはり子供たちとの接点というのは大事な部分だと。

しかるに、行政はそういうことを前提に置いて、やっぱり可能な手当てをして、子供たちのリズム、それから環境をどう維持するのかと、そうしたことが必要ではないかなと思うからであります。

以上、3 点についてお尋ねをいたします。

2 点目は、浦臼町容器包装リサイクル、廃プラの事業についてあります。

町は、平成 12 年 10 月より奈井江町との共同処理を開始して 20 年。今年度施設整備を予算化する一方、運転コスト等について双方協議が今年度の

中で行われ、来年度、令和2年度予算事業からは燃やせるごみとして扱うことになっております。

そのように説明も受け、町民へもそうした周知がされているものであります。

私は、廃プラスチックの処理については世界的課題となっている今、日本は世界でも有数のプラごみの排出国であります。

日本のプラごみの排出総量は2017年、国の試算で900万トンと言われ、東京農工大の高田秀重氏によると、プラごみの排出量は米国、中国に次いで日本は3位とのことであります。

政府は、プラごみの国内処理状況について、85.5%の有効利用と胸を張っていますが、そのうち70%は焼却処分に頼っているのが現状であります。

国は、発電等に利用していることをリサイクルだと主張しています。しかし熱回収というこの考えは世界のリサイクルの形としては認めていません。

そうした中で、今回両町の平成12年度からの歩みは大変大きな意味があったと思います。

国の誤った方針が地方行政をだめにする考え方を地方に押しつけているものだと私は思っています。

国は、やっぱりしっかりとした議論をこうした点で求めていきたいし、また施策の上でも廃プラを求める、そういう仕組みを行政は国に対して強く求めていく必要があるのではないかと考えています。

この20年間で、家族それぞれがラップを外して、そして分別に努力してきた、このことの評価をやっぱりしっかり押さえて、並行して国への今述べた求めようを強くしていただいて、ぜひ海洋汚染を初めとする近々の課題にしっかりと行政は、そして国はこたえていくことを求めたいと思いますが、町長の考え方を求めるものであります。

最後に、国は学校教員の労働の体系を昨年度の法整備のもとで大きく変えようとしています。

この形態全体は私も昨年の遅い時間から、もっと言えば12月議会には間に合わなかったんですが、そこらの時点から、こういう働き方を今進めようとしているんだなということを知ったわけです。

それで、このことについて考え方を求めるものであります。

教育の変形労働時間制というものを、町に対して私は選択しないことを求めるものであります。町は今後どのような対応をするのかという表題であります。

前提として、国の昨年度行われた調査を各市町村は、そして道はしっかりと国にこたえて、基本にして議論がされているものだと思っているところではありますが、変形労働時間制の目的は授業のある日は長く働いてもらうのだから、繁忙期として労働時間を延長し、その分、夏に休みがとれるようにするというものであります。

つまり、繁忙期の労働時間を1日10時間を限度に延長する一方、閑散期とする労働時間を短くして、年平均で見かけ上40時間以内におさめようとするものであります。

国は、昨年12月、給与法一部改正案が可決されました。

しかし、教育現場とはかけ離れた状況にあり、私は反対するものであります。

今回のこうした資料も、私の知人の先生から直接いろんな話を尋ねながら聞いておるものでありまして、浦臼町でそれがどうなのかという点では、私も正確にはわかりません。

しかし、全国平均のデータを含めて、冒頭の表題とした位置に私は立っています。

そこで、今変形労働時間制を取り組むためには、次の5点の現場、それから自治体、それぞれのところで議論がやはり必要になるのだと思いますが、どのような取り組みがされているのだらうとお尋ねをするものであります。

1日8時間労働の原則を壊して、繁忙期と閑散期を設定するものであります。こうした理解に立っているのだらうか。そもそも制度の理解の仕方があります。

二つ目には、導入には過半数の合意を必要とし、一人一人の労働日と労働時間を書面で決めるとありますが、こうしたことも理解されているのだらうか。

教職員に限って適用とするものであって、今後条例制定が必要となっているものですが、そのような理解に立っているのでしょうか。

4点目に、夏の休日のまとめどりではありますが、これが5日間程度とありますが、そういうやりくりで成り立つ仕組みなんだらうか。

最後に、制度は選択制であります。条例はつくるけれども、それは各市町村の自治体の選択が毎年度必要と私どもは理解しますが、そういう理解に立っているのでしょうか。

以上、5点について現状の課題とあわせて質問をいたしますが、何といたしてもまだまだこれについて現場の教師、それから自治体の担当する方々、そこでの議論が大きく必要だと思います。

昨年7月1日付で、文科省は調査を行っているわけではありますが、この実態について、本町の内容についてお伺いをするものであります。

以上、3点についてお尋ねします。

#### ○議 長

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

再開時間を午後1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時30分

## ○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

牧島議員の答弁から再開いたします。

答弁ありませんか。

河本教育長。

## ○教育長（河本浩昭君）

牧島議員の1点目の新型コロナウイルスに関する教育委員会のご質問にお答えをいたします。

本町における新型コロナウイルスに関する概要につきましては、先ほど中川議員の質問に対する答弁のとおりでございますが、改めて時系列的に整理しますと、2月26日水曜日、北海道及び北海道教育委員会からの休校要請。

同日、浦臼小学校及び浦臼町中学校の2月27日から3月4日までの休校の決定。

2月27日木曜日、空知管内初の感染者の発生。

2月28日金曜日、北海道が緊急事態宣言の発令。

同日、内閣総理大臣より全国一斉の休校要請。

同日、北海道教育委員会からの臨時休校のさらなる要請。

同日、浦臼小学校及び浦臼中学校の休校の3月25日までの延長決定でございます。

牧島議員のご指摘のとおり、内閣総理大臣による全国一律の休校要請につきましては疑問視するご意見があることは承知しておりますが、北海道内及び空知管内の感染状況にかんがみ、浦臼町並びに浦臼町教育委員会が学校保健安全法第20条に基づく休校の判断をしたものでございます。

次に、子ども広場の開場を求めるというご質問にお答えをいたします。

子ども広場の開場につきましては、小学校の臨時休校を学年末の3月25日まで延長しましたことから、小学校の休校と連動するものとしまして、やむを得ず閉鎖しているところでございます。

この閉鎖の措置につきましては、国及び道並びに町の方針や感染状況を総合的に勘案し行っておりますが、小学校の臨時休校の意義としましても、3月2日以降、一、二週間が感染拡大で急速に進むか終息できるか極めて重要な期間であることを踏まえ、大規模感染のリスクを少しでも回避するための措置であります。

我々が安全確保に最新の注意を払い、十分な措置を講じて、目に見えないウイルスから子供たちやその家族、そして子ども広場従事者への安全を第一に考えることが最も重要であると考えたものでございます。

どのような対策を講じれば再開することができるのかもあわせて検討を重ねておりますが、マスクや消毒薬といった物資の不足、子供同士が一定の距離を保つための措置に加え、使用後の施設内の綿密な消毒作業などの問題があることから、現状、再開を見合わせている状況です。

議員ご指摘のとおり、共働き世帯等の子育て家庭に影響があることも承知

をしておりますが、深刻なリスクが直面する中、子ども広場を再開し、多数の子供を受け入れるとなれば、苦渋の決断に至った学校の臨時休校の意義が失われるものと考えております。

今後は、緊急事態宣言が発令されている中、浦臼町の子供たちに感染させない、何よりも地域に感染が拡大しないよう、安全を第一に道内各地の経過を見守っている状況でございますので、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長**

石原課長。

**○総務課長（石原正伸君）**

臨時休校に伴う休業補償のご質問にお答えいたします。

厚労省は、小学校や認定こども園等の臨時休業に伴い、子供の世話をする必要があり仕事を休む保護者の収入を正規、非正規を問わず全額補償する支援策を公表いたしました。

現時点で制度の詳細は未定であります。上記の事情で休暇を必要とする従業員に対して、通常の年次休暇とは別に賃金を全額支給する特別な有給休暇を取得させた場合、企業に対し1日8,330円を上限に助成をする支援内容でありまして、対象期間は1月24日から7月23日の間に取得した休暇に適用するものとしてございます。

議員ご指摘のとおり、現時点では国は事業主と雇用関係のないフリーランスや個人事業主の方は今般の助成の対象外としており、事業者等へは資金繰りなどの支援を講ずるとのことでございます。

保護者の休業補償に関する事項は、2月29日に北海道知事より内閣総理大臣等に対して緊急要請されました要望事項の中に盛り込まれておりますので、国の動向を注視していきたいと考えてございます。

以上です。

**○議 長**

大平課長。

**○くらし応援課長（大平雅仁君）**

牧島議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

町が平成12年より奈井江町と共同で行ってきたこの事業につきましては、分別リサイクルの観点からも大変意義のあるものだったと認識しております。

しかしながら、先般議会にもご説明をし、理解いただいたように、今後の経費等を勘案して事業を終了することとなったものでございます。

今後は、砂川地区保健衛生組合の施設を経由して、歌志内市のエネクリーンの施設へ搬入し焼却処分されることとなりますが、この焼却処分につきましては、国・道はリサイクルの一つの手段としているところであり、町としては近隣市町と同様に搬入する予定でございます。

なお、議員が求めている国に対する要望等につきましては、機会があれば

考え方について確認をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

牧島議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

変形労働時間制とは、労働時間を月単位もしくは年単位で調整することにより、繁忙期等に勤務時間が増加しても、時間外労働としての取り扱いを不要とする労働時間制度でございますが、この制度を教員にも適用し、教員の働き方改革の一助としようとするものでございます。

本町におきましても、全国的な教職員の長時間労働勤務の実態を受け、浦臼町立学校における働き方改革アクションプランにおいて、教職員の勤務形態の多様化を図る観点から、変形労働時間制の導入を図り、教員の働き方改革を進めていく考えではありますが、本町の現状におきましては、議員ご質問の5点を含め、教職員に対して制度の説明や議論等を行っている段階ではございません。

また、昨年行われました教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査の状況でございますが、これまで本町では教職員の勤務実態につきましましては、必要に応じて学校管理職への聞き取りといった手法により現状を把握する程度であり、今年度の調査については調査時点において教育委員会が把握している場合のみの回答として、学校への聞き取りを不可とするものでございましたので、文部科学省への勤務時間に関する回答は、無回答で報告をしております。

ちなみに、後日学校管理職に確認をしましたところ、本町に勤務する教職員において、変形労働時間制を適用しなければならない教職員はいないと認識をしております。

しかしながら、教職員の勤務実態をしっかりと把握するとともに、学校における働き方改革をより一層推進するため、昨年7月以降につきましましては、現状、学校管理職が教職員の勤務実態を日々把握しており、令和2年度におきましては、統合型校務支援システムの導入に加え、カード式のタイムレコーダーを導入し、教職員の勤務実態を的確に把握することとしております。

教員に対する変形労働時間制の適用につきましましては、議員ご指摘のとおり教職員の長時間勤務の解消を図るものとして、変形労働時間制だけでは根本的な解決にはならないといったさまざまなご意見があるのも承知しておりますが、冒頭申し上げましたとおり、勤務形態の多様性を考慮した場合、制度がないことにより教職員が不利益とならないよう、制度としてはしっかりと整備し、制度の導入や運用に関しては丁寧かつ慎重に対応しなくてはならないものと認識をしております。

以上でございます。

○議 長

それでは、再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

まず、コロナウィルスにかかわってご答弁をいただきました。

私が質問の項で起こしたところで、本町の場合、子ども広場ということになっています。

それで、国が出して文言となっているのは放課後クラブということでありまして、それを同一として見るのか、準じた体系として見るのか、そここのところの整理としてどう理解すればいいのかということが一つです。

それから、そういうことをしながら、今ここ二、三日の中でもありますし、先ほど町長からもお話あったように、一時登校といいますか、そうしたことがなされているわけで、これが放課後クラブの必要とする目的に照らしたときに、そこまで必要とするかどうかと、そこら辺の見解の分かれ目の基準というのは、今のお答えでいえば学校に一時的に時間差でもって登校するということがあるからいいのではないかということと、そういう状態が出ているから、放課後クラブの仕事としてもそれは必要ではないのかと、そここのところの理解の仕方といいますか、その問題でどう町としては整理されるかというところをお聞きしたいと思います。

それから、休業補償の関係で、フリーランス、こういう言葉も私たちなかなか耳にすることがなかったんですけども、今回そういう言葉が出てきて、英語なんでしょうか、合成語なんでしょうか、そういったことが出ています。

そうなったときに、その休業補償そもそもは広く全体に言えることなんだけれども、私の質問した今回のコロナにかかわって言えば、その状態というのはどこが何日仕事についていませんよという理解の仕方、あるいはその申請というのは、雇われている会社の側がまとめて出すことになるのかなと思うのだけれども、そこら辺が私も今の時点でわからないので、お答えをいただきたいと思います。

ただ、これも皆さんそれぞれ正規の場合ですと、有給という問題があるから、まずは有給、だけど後々何が出てくる、使わなければならない時間があるから、有給では対応できないよといったときの問題もあると思うんですね。

いずれにしても、フリーランスも含めて、どこが数的に押さえるのかという点で質問をしたいと思います。三つですね。

○議 長

答弁願います。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

私の方からは、子ども広場に関する件についてお答えをしたいと思います。

子ども広場につきましては、牧島議員おっしゃいましたとおり、うちの子ども広場につきましては、放課後子ども教室というくくりに入りまして、文科省の補助金をもらって開設しているところでございます。

一方、厚労省から要請があった放課後児童クラブ、いわゆる学童保育を共働き世帯等のために開設してくださいという要請があった部分につきましては、厚労省から補助をもらってやっている部分だと思います。

教育長の会議でもその比較の資料とかが配られまして、うちがやっています放課後子ども教室というのは子供の自主的な学びの場、体験の場、交流の場ということに比較して、いわゆる放課後児童クラブ、学童保育というのは家庭にかわる遊びの場、生活の場という位置づけがなされております。

管内の状況を見ますと、学童保育をやられているいわゆる放課後児童クラブは、あるところは既に3月5日からほとんどの中空知の自治体は開設をしております。

ただ、一方、放課後子ども教室については開いているところはない状況になっています。

ですから、例えば大きな町で滝川市の例を見ますと、放課後児童クラブは開設しているけれども、放課後児童教室と児童館は閉じているという状況になっております。

ただ、一方、放課後児童クラブがない場合の対応として、放課後児童教室を厚労省の要請に基づいて開設した場合の留意事項というのが文科を通じて道教委からも来ていまして、その場合に学校を使う場合にはこういう留意点が必要ですと。

それから、学童保育を実施するに当たって、教職員をその支援員に使ってもらっても構わないという通達が出ております。

私どももどうしたら開設できるのかという部分があって、一方、浦臼町に加えて新十津川町、雨竜町が今のところどちらも開いておりません。そのような状況です。

どうしたら開設できるのかという検討もしておりますけれども、例えば限定的に対象を例えば留守番のできないであろう一、二年生で共働きに限るだとか、そういう対応をして受け入れている上砂川町のようなところもあります。

そして、スペースの確保だとか、あるいはスタッフにもやっぱり高齢者と同居しているスタッフもいます。そういうところの感染を防止もしなければいけないと考えます。

本町のコロナウィルスの対策会議におきましては、とりあえずは今閉じている状態ですけれども、きょう議会が終わった後にも対策会議が開かれて、そこで閉鎖の期間を延ばすのか、あけるのかという議論もされると思いますけれども、物資が足りない、足りていないという状況等々もございます。

そこはちょっと教育委員会としてではなくて、町全体として検討して、適切に対応したいと考えております。ぜひご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

休業補償の管理等についてお答えいたします。

国の方は、企業が特別な有給休暇、そういった制度をつくって取得させた場合、そこに対して8,330円を支援するということになりますので、その特別な休暇の取得をされたか否かについては企業がすべて管理することとなると思いますので、申請等については企業の方で行うことと考えてございます。

詳細の部分はちょっと未定でございますけれども、示されているそういった情報の中ではそのように解釈しております。

以上です。

○議 長

それでは、再々質問の方に移ります。再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

ありません。

○議 長

それでは、2点目の再質問ございますか。

○7番（牧島良和君）

廃プラにかかわってなんですが、説明をいただきました。

この定例会以前にもこの内容については2回ほど全員協議会も含めてお話を聞いたところであります。

言えることは、コストの問題と結果としてはなってしまうのですね。

私たち町民も含めて、この20年間頑張ったという、そのことは何だったのというところがやっぱりちょっと寂しくなってしまうのですよね。

だったら、初めからとなってしまうわけで、でないところにこの20年が続けてきたわけなので、そこら辺をやっぱり今後の町の仕事の中で、僕はまだまだ実らせていかなければならない問題だと。

言われているように、気候変動が大変に大きいと。それで廃プラも国が言う燃やしてしまえばいいのよという、それは国際的な取り決めでもノーとなっているわけですね。

ですから、やっぱり思うところはストローに始まって、トレーに始まって、そこをプラスチックからどう脱出するかという、そういう課題に今後なるのだろうと。

二酸化炭素の排出量も2040年を待てばとG20でやりながらも、国際的に会議をやって協議されながらも、結局それがもう2030年、あと10年で2%台にまで、半分以下にしなければもう東京も含めて水浸しになるということが今言われているわけですね。

そういう視点でこの20年間町民は頑張ってきたんだよと、その評価をしなければならぬんだと思うんですね。

ですから、僕はそういう意味では政策的には後退だと。しかし空知管内の

今の処理のしようはご案内のとおりのことなので、そこに沿うということなんだが、やっぱりここでお答えいただいた中であえて言えば、要望等については機会があれば考え方を確認していきたいと、こう述べていただいているので、そういう機会としてどこにどうあればの話では結局なおざりになってしまうわけで、ちょっとだめ押しになってしまうけれども、今後の会合の中でやっぱり次にしっかりと申し伝えていきながら、やっぱり国の施策としても脱プラスチックという視点に立つような自治体の訴えとして強めていく必要があるんだろうと思うんですね。

この項については、それを求める機会とすると書いてありますので、あえてだめ押しですけれども、予想される会議等について、具体的にこうした会議でという点でお尋ねをしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

うちが奈井江町とやってきた20年というのがむだではないというのは今でも皆さんご承知のとおりだと思います。

いろんな時代の環境の中でいろんな考え方が変化するわけでありましてけれども、これからの長い地球環境という中では、当然脱プラスチックという流れでいかないと、地球の温暖化等々も含めて非常に環境が悪くなるということは多くの方が認識をしていると思いますので、私がこれからあの場で言うとかということとは、ちょっとこの場では言えないので、そういったことも含めていろいろ道や国の先生方とお会いするときに言ってもらうように次の方には引き継いでいきたいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

ありません。

○議 長

それでは、3番目の再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私もちょっと弱いかなとは思いますが、やっぱり次に継がれる首長さんにもぜひ訴えてもいただきながら、広域化の中の会議でもそうした視点を強めていただきたいと思います。

カロリーの高いものを燃やせば、当然炉も傷むのが早いわけでありまして、そういうコストもやっぱりあるわけなんですよ。

3番目の質問に入ります。

前段申し上げたように、私もこの問題については大変直近の問題として、それから来年度からの施行を求められているという内容のようであります。

お答えをいただいた中で言いますと、職員に対しての制度の説明や議論等を行っている段階ではありませんと、こういただいたんですが、しからばどこがどう、町は条例だけつくればいいのか、条例つくるのはやっぱり基本的な諸課題があつてつくるところから、やっぱり町は教育関係者、それから現場との組み立てをしながら、浦臼町にあつてはつくるか、つくらないか。

もっと言えば、私もまだわからないところだけでも、条例自体をつくつて、あとその年々の小学校、中学校の教員さんが、いや、これはことしは受ける、何か聞けば1年1年の流れだということだから、条例がなければそれに乗ることができないから、ことしの教員は全体として変形性に乗りますと、ことしは乗りませんよと、そういうこともあつても不思議でない中身なんです。

ですから、聞くのはどこがどうその議論を進めていくのかというところでお尋ねを再度したいと思います。

それから、調査時点での教育委員会が把握している場合のみの回答として、学校への聞き取りを不可とするものでございました。結局、聞いていないということなんです。

文部科学省は、各町村に対して聞いたんだけど、文部科学省はそのデータのあるところ出せという話だったら、その集計の数字というのは一体どうだったんだという疑問が私にはあるんです。

どれだけの学校がその議論を現実してきたのというところが全然わからないんです。

それで、私がお示した、これも私の友人の先生からもらったんだけど、文科省出典と、こうなっているんです。2016年度の教員の実態調査、こうなると、これはかなり古い数字だから、そのときにはあつて出しているかもしれない。

だけど、この左側のこれは2019年の1月7日に日本教育新聞というところがそのデータを集計して調査した結果として導入に反対42、賛成13.6、どっちとも言えない、今はというのが42だった。

これ、アンケートをとったところととらないところがあつて、答えたところだけがそういう集計をしたということになると、この数字というのは一体どれだけ信憑性があるのかという疑問があります。

それで、私はそういう意味でお答えをいただいた部分というのは、すごく問題があると思うし、去年の段階で国が、暮れになって、この変形労働制を法案議決するという、取り組むということにしたこと自体が、やっぱりでたらめだなと思うんです。

それで、やっぱりうちは浦臼町と現場との関係でどうつくるかというところに立てば、基本的なものがもっともっと構築されていい、なおかつ議論をしていくと。

時間的でもって、去年から国の調査が始まって、ことし1年でもって議論し、次年度で入れるか入れないかという議論にもなりますけれども、いずれ

にしても実態掌握がされていないんですね。

それで、実態掌握されていないことのお答えの一つにも、仮に調査をして報告するとしても、浦臼町でどうなのかという議論をしたときに、タイムレコーダーも何もないところで、管理職が押えているからいいという話にも、これまたなりませんよね。半年足らずの時間の中で。

だから、そういう意味では相当職員の人たちとも議論をしないと、これを否かどうかという問題ではやっぱり方針、方向を間違ってしまうのではないかと思っています。

今年度予算で新たにシステム導入についての統合型校務支援システムの予算もつけるということでもありますから、ことし1年の中でとりあえずはまず向かっていくことになるだろうと思います。

どこがどうこの入れることに対して責任を持ってやっていくのかという点で、まずお答えをいただきたいと思います。

#### ○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

#### ○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、この制度につきましては、国会等の議論の中でも、この制度が労働時間の削減につながるものではないということで、この制度につきましては8月に休暇をまとめどりをできるようにする制度だということでございます。

町としては、それができるような体制、仕組みはつくるつもりでございますけれども、ただそれを活用するかどうかというのは、それぞれの職員の判断を尊重して行うべきだと考えております。

国がこの制度をつくった前提として、8月が閑散期だという前提があるようでございます。

それが必ずしもそうなのかという部分もあります。子供が来なくても、例えば補習だとか部活だとか行事だとか研修だとかがありますので、必ずしも8月が閑散期かどうかというのは、ちょっとうちの場合と全国的に見てどうなのかわかりませんが、そういう状況も指摘をされているところでございます。

ですから、まずこの制度を運用するには、まず8月なら8月、閑散期をまずつくることが最初でしょうという議論もされているところでございます。

ですから、私としましては、制度はつくるけれども、それを活用するかどうか、それを強制するものではありませんし、そうした方がいいという職員がいれば、それを活用すればいいでしょうし、ただその通常の時間の労働時間をふやされては困るという、そういう職員に対してまで強制的にこの制度を活用させようとするようなものではないと考えております。

以上でございます。

## ○議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

## ○7番（牧島良和君）

基本的に忙しい時間を閑散期とするときにどう運用するかという項目も載っていました。

ただ、私どもが理解するのは、夏休みといえ、冬休みといえ、今の先生というのはすごく長時間労働の延長線上にあるというか、それがお示したグラフ、これは期間として寄せているものなんだけれども、16年度の段階でも、その大多数が、こと細かに言いませんけれども、45時間から50時間の超勤になっているよという実態があるということなんですよ。

その上で、先ほど求めたように、そうしたら浦臼町はどうかのといったら、実質的な数字はないわけですよ。

それを今管理職も含めてデータとしてとるよということなんだけれども、やっぱりそこが総じて今の段階で管理職はこの程度に答える職員はいないよということに代表される物の言い方だと思います。

私たちが学校が近くにあって、お1人残っても電気がついているといえつついているけれども、本当はかなり夏といえ、冬といえ、遅い時間ライトがついているなど、1人でなくて車も何台もあるなど、そういう現況を見たときに、やっぱり事の問題は恒常的に先生方というのは大変忙しい時間の中にあるなという私の理解なんですよ。

それで、やっぱりこの実態というのはその後いろいろ話を聞くと、2018年、2019年と学校を運営するために必要な教員さんの定足数というのがあるようでして、それがやっぱり月々でいっても北海道教育委員会で押えている数字でも未配置ということでは言われているようなだけれども、一定の学校に教員が足りないと、そういう状況があって、北海道でも50人とか60人とか全体的に足りないんだということもデータで示されながら、それで全国的な超勤の時間の数字も示され、それから教育新聞に出たような労働制の結果というのは、ちょっと不正確な部分もある中で、まだ反対とする人もいらっしゃる、どちらともと言う人もいます。

それで、そういうことも含め、なおかつ小学校のことで、これちょっと書いてあるんですけども、小学校の教員採用試験でも、ここでは札幌市を除くと、結局地方に行きたい先生というのは少ないようなんだね。

だから、データとしても札幌市というのを除いていると思うんだけども、地方で先生になろうという人が一昨年の小学校でも615人受けているよと。

去年の採用試験で受験した人は594人ということで、直近の流れとしてのデータはわからないけれども、年々教員になりたいという人が試験を受ける段階で少なくなってきていると。

これはやっぱり超勤であったり、一人一人の子どもたちにどう手を差し伸

べていくかというところでの苦勞の代償というか、仕事のしがいなかなか見い出せないでいるという、そういう状況だと思うんですね。

だから、僕はそういう恒常的なものがやっぱり先生の仕事のボリュームに全体として反映してきて、結局超勤の時間が多くなると。

だから、それは夏だけに限らず、冬場にかわりにとってくださいといっても、それは難しいことなんだよという実態を僕は感じるわけさ。

だから、町にあっても、このタイムレコーダー、いいようで悪いようなんだけど、テレビであるときやっていたけれども、時間、超勤になりそうだったら、タイムレコーダーを押して、また仕事していると。

もうちょっと言えば、タイムカードを押して、家へ持って帰ると、そういう先生もおられるとも聞くのさ。

それが全部だとは言わないけれども、でも学校の現場というのは今そういう状況なんだということも、やっぱり私も改めて勉強したし、それから浦臼町の教職員のお1人がどうかということは、私もつまびらかにはわかりません。

だけど、全体的なデータを見比べていくときに、やっぱり人が足りない、現場に立つ先生が足りない、仕事は年々年々ボリュームが増していくと、こういう中にあるんだと思うんですね。

ですから、僕はやっぱり定足とする教員をやっぱりしっかり確保できる環境を国はどうつくるのか、それから道教委はどうつくるのか、うちの町の実態もより今年度入れるということですから、タイムレコーダーも正確にしっかり押さえてもらって、そうした経過を見ながら、だけど1年間だから、夏場、冬場といっても、条例をつくっていったときにはもっとより正確なデータが必要だろうと、管理職の言い方だけではすぐえない部分もあるのかなと思うので、そこら辺は正確にしてほしいなと私は思うんですね。

ですから、その私の思いに対して、教育長、どうお考えになられるか、最後にお聞きをしたいと思います。

私もこういう場所でこうやって理事者の皆さんと議論できるということ、立場をいただきながら、大変うれしいことだと今思っています。

斉藤町長にはこの2期の間いろんな議論をさせていただきまして、大変ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

#### ○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

#### ○教育長（河本浩昭君）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

私もまず変形労働制につきましては、これは先ほども申しましたけれども、労働時間を短縮するものではない、ただまとめどりができるような仕組みですよということで理解をしております。

労働時間の短縮、働き方改革という意味におきましては、タイムカードを新年度導入させていただいて、校務支援システムも導入させていただく。

校務支援システムの中にも、労働時間を管理できるような中身がありますので、そこら辺はちょっと二重にチェックをしていきたいと考えております。

働き方改革の部分ですけれども、町としてはそれらの部分でありますとか、あと町費で負担する講師を投入しているところでもあります。

あと国等におかれましては、基本的な部分で業務の役割分担だとか適正化、あるいは教職員定数の改善、それから部活動等におけます外部人材の確保、利用、そこら辺を総合的に進めていかなければ、やっぱり働き方改革というのはなかなか思うように進んでいかないのかなと思っております。

そういう意味で、少しでも働き方改革が実効性のあるものとなって、教員が本来やるべき教育活動に専念できるようにこれからも努力していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議 長

これをもって、一般質問を終わります。

#### ◎日程第6 報告第1号

#### ○議 長

日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

#### ○建設課長（馬狩範一君）

報告第1号 専決処分した事件の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、令和元年5月10日に議決した議案第19号 工事請負契約の締結について、令和元年度社会資本整備総合交付金事業ひばり団地C・D棟建築工事において、変更契約を締結する必要が生じ、その変更契約金額が当初契約金額の10%以内であるため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について、第3項の規定により専決処分し報告します。

1枚めくっていただきまして、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決事項、工事請負変更契約の締結について、令和元年度社会資本整備総合交付金事業ひばり団地C・D棟建築工事。

契約金額、当初契約金額1億7,160万円を第1回変更1億7,198

万5,000円に変更契約したものでございます。

令和元年12月16日

浦臼町長 齊藤純雄

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第1号 専決処分した事件の報告については報告済みといたします。

◎日程第7 議案第1号

○議 長

日程第7、議案第1号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案第1号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,560万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,184万6,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債の補正」による。

令和2年3月10日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

初めに、2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。8ページをお開きください。

1. 追加でございます。

5款1項、事業名、道営農地整備事業（経営体育成型）負担金、金額2、

352万5,000円でございます。こちらは道営農地整備事業晩生内地区の事業費の一部について、国の令和元年度補正予算が措置されたため、令和2年度の繰越事業として実施するために設定するものでございます。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたします。9ページをお開きください。

### 第3表 債務負担行為補正。

#### 1. 追加でございます。

表中の期間に記載されております債務負担行為を設定する期間の区分に応じてご説明いたします。

まず初めに、令和元年度から令和4年度の期間で設定する事項でございます。

し尿収集運搬業務委託料、限度額1,017万9,000円でございます。本業務は令和2年度当初より業務を実施する必要があり、かつ令和2年度から令和4年度までの3年間の長期継続契約とするため追加するものでございます。

次に、令和元年度から令和2年度の期間で設定する事項と限度額を順に読み上げます。

ネットワーク機器等保守業務委託料、限度額189万1,000円。

セキュリティクラウド保守業務委託料、限度額34万8,000円。

戸籍電算システム保守業務委託料、限度額7万7,000円。

連携サーバー関連保守業務委託料、限度額244万円。

全国町・字ファイル保守委託料、限度額17万6,000円。

ごみ収集運搬業務委託料、限度額1,344万2,000円。

一般廃棄物最終処分場、水処理施設維持管理業務委託料、限度額311万円。

町立診療所X線コンピューター断層撮影装置保守点検業務委託料、限度額61万9,000円。

町立診療所レセプトコンピューター保守点検業務委託料、限度額40万3,000円。

町立診療所超音波診断装置保守点検業務委託料、限度額14万6,000円。

町立診療所デジタル画像診断装置保守点検業務委託料、限度額58万1,000円。

地理情報システム保守業務委託料、限度額70万円。

鶴沼公園等管理業務委託料、限度額1,177万円。

町道等維持補修業務委託料、限度額1,105万円。

続きまして、10ページをごらんください。

南2丁目線調査設計・用地測量業務委託料、限度額450万円。

外国語指導助手業務委託料、限度額520万円。

これら16の業務につきましては、令和2年度当初より業務を実施する必

要があることから追加するものでございます。

次に、2. 廃止でございます。

事項、地力増進施設維持管理業務委託料、期間、平成29年度から令和2年度、限度額2,495万6,000円でございます。

本事項につきましては、平成30年度から令和2年度まで3カ年の長期継続計画を締結したところでございますが、容器包装プラスチックごみの分別収集終了に伴い、施設の維持管理に係る業務委託契約について、令和元年度末をもって終了することから廃止するものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたします。そのまま10ページをのらんください。

1. 追加でございます。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、限度額6,100万円でございます。本事業は過疎対策事業債のうちいわゆるソフト対策事業に充当する地方債として借り入れるものであり、限度額につきましては基本限度額4,350万円に財政力指数の低い町村に対して加算配分される限度額超分を加えた合計額となっております。

起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるものといたします。

ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものといたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明を申し上げます。25ページをお開きください。

なお、今回の補正予算の主な内容につきましては、不用額及び各事業の決算見込みによります事業費の精査によるものでございます。

主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額848万1,000円の減額でございます。7節賃金につきまして、臨時職員に係る雇用者数の減及び勤務時間数の減によるものでございます。

2目財政管理費、補正額3,129万1,000円の追加でございます。25節基金積立金につきまして、過疎地域自立促進特別事業基金に1,500万円のほかふるさと納税見込み額によりますふるさと浦臼応援基金への積み立てに必要となる予算を追加するものでございます。

3目企画費、補正額1,278万円の減額でございます。27ページをお開きください。定住促進住宅取得応援助成金において、新築中古取得各1件、住宅リフォーム等補助金において6件の助成実績に基づき、8節報償費及び19節負担金補助及び交付金等についてそれぞれ執行残として減額するもの

でございます。

7目生活交通対策費、補正額199万7,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、タクシー等利用助成券及び高齢者等運転免許自主返納支援事業、それぞれの交付見込みに基づき、執行残として185万4,000円を減額するものでございます。

8目諸費、補正額180万7,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、北海道より派遣を受けております職員に係る赴任旅費及び各種手当に係る負担金として188万7,000円を追加するものでございます。

9目地方創生事業費、補正額3,452万5,000円の減額でございます。食肉加工施設等建設に係る工事管理業務委託料、工事請負費施設備品に係る執行残及びエゾシカ移動処理車両購入に係る執行残について、それぞれ減額するものでございます。

10目開町120年事業推進費、補正額778万円の減額でございます。8節報償費につきましては、全戸配付いたしました防災グッズに係る執行残を364万1,000円減額するとともに、19節負担金補助及び交付金につきましては、記念事業実行委員会に対する補助金に係る執行残413万9,000円を減額するものでございます。

29ページをお開きください。

2項1目職員給与費、補正額1,871万8,000円の減額でございます。2節給料につきましては、主に特別職の独自削減実施分の執行残を減額するもので、4節共済費につきましては給料の減額に伴い生ずる各組合への負担金を執行残として減額するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額644万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金におきまして、当初予算で見込んでおりました専任事務局長人件費相当分として511万7,000円の減額、20節扶助費につきまして、利用対象を拡大して実施しております除雪費助成金を107万3,000円追加するとともに、32ページの28節繰出金において国民健康保険特別会計繰出金234万3,000円を減額するものでございます。

31ページをごらんください。

5目障害者福祉費、補正額1,673万5,000円の減額でございます。20節扶助費につきまして、障害児童施設入所給付費、障害者医療費、障害福祉サービス給付費の給付実績がそれぞれ減少したことに伴い、総額1,580万円を減額するものでございます。

2項5目児童福祉施設費、補正額650万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園の人件費相当分に係る運営助成金を350万円追加するとともに、認定こども園運営事業者に対し交付しております施設型給付費の給付実績精査に伴い1,000万円を減額するものでございます。

33ページをお開きください。

3項1目老人福祉総務費、補正額399万5,000円の減額でございます。13節委託料におきまして、ゆうあいの郷分通所型サービスA委託料を101万7,000円、19節負担金補助及び交付金におきまして、介護予防地域生活支援総合事業負担金を216万6,000円、それぞれ給付費の減少に伴い減額するとともに、介護給付費の増等に伴い空知中部広域連合負担金を105万8,000円追加するものでございます。

2目後期高齢者医療費、補正額356万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する療養給付費負担金を211万8,000円減額するものでございます。また28節繰出金につきましては後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を当該特別会計の決算見込みに基づき144万7,000円を減額するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額225万2,000円の減額でございます。13節委託料におきまして、がん検診等に係る各種委託料を受診実績に基づきそれぞれ減額するものでございます。

35ページをお開きください。

2項2目し尿処理費、補正額352万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、合併処理浄化槽の設置希望者がいなかったことに伴い、当該設置整備事業補助金を執行残として減額するものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額334万9,000円の減額でございます。38ページに記載の加工・直売施設整備事業交付金274万9,000円の減額のほか、19節負担金補助及び交付金に計上しております各種補助金交付金の事業費確定に伴いそれぞれ減額するものでございます。

引き続き、37ページをごらんください。

8目水利施設管理費、補正額183万8,000円の減額でございます。基幹水利施設管理事業に係る電気料、水門ゲート点検業務委託料等事業費の確定に伴う精査によりそれぞれ減額するものでございます。

11目基盤整備推進費、補正額2,352万5,000円の追加でございます。道営農地整備事業（経営体育成型）、晩生内地区の事業につきまして、国の令和元年度一般繰越予算と補正予算分を令和2年度において繰越事業として施行するため、当該事業に係る負担金を追加するものでございます。金額につきましては、先ほどご説明申し上げました繰越明許費の翌年度繰越額と同額でございます。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額187万4,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、国庫補助事業として実施いたしました低所得者子育て世代プレミアム付商品券発行事業において、申請案内者数に対する購入者数の実績が予算計上を下回ったことに伴い、

事業量も減少したことから商工会に対する補助金を160万円減額するものでございます。

39ページをお開きください。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額185万8,000円の減額でございます。町道に係る道路補修工事の執行額確定に伴う15節工事請負費の減額でございます。

3目橋梁維持費、補正額117万4,000円の減額でございます。13節委託料におきまして、橋梁長寿命化調査業務委託料の執行残を減額するものでございます。

4目除雪対策費、補正額5,064万8,000円の減額でございます。18節備品購入費におきまして、13トン級除雪ドーザ2台の購入費を予算計上しておりましたところですが、1台分についてのみ補助決定を受けたため、補助事業にて1台の導入を完了したところでございます。購入額の確定に伴い減額するものでございます。

3項2目公営住宅整備費、補正額923万7,000円の減額でございます。ひばり団地4棟16戸の解体、2棟8戸の建設工事完了に伴い事業費確定したため15節工事請負費等を減額するものでございます。

4項1目下水道整備費、補正額348万1,000円の減額でございます。28節繰出金につきまして、下水道事業特別会計の決算見込みにより減額するものでございます。

8款消防費、1項1目消防費、補正額176万5,000円の減額でございます。13節委託料につきましては浦臼消防団本部基本・実施設計業務委託料の確定に伴い70万円を減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、砂川地区広域消防組合に係る本部費及び奈井江浦臼支署費等の予算執行額の精査に伴い、運営負担金を106万5,000円減額するものでございます。

9款教育費、1項2項事務局費、補正額251万3,000円の減額でございます。42ページに記載の19節負担金補助及び交付金におきまして、高等学校通学等支援助成金、学校給食費助成金、各種検定料助成金等につきまして、執行見込み及び実績に基づき計算の上それぞれ減額するものでございます。

引き続き、41ページをごらんください。

2項小学校費、3項中学校費、それぞれにおきます1目学校管理教育振興費につきましては、両校の予算執行額の精査により減額するものでございますが、20節扶助費におきまして、要保護及び準要保護児童児童生徒就学費扶助の支給対象者の減少に伴う減額が主な内容となっております。

引き続き43ページをごらんください。

11款公債費、1項2目利子、補正額97万円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料におきまして、基金の繰りかえ運用利子及び一時借入金利子の確定に伴い減額するものでございます。

歳出合計 1 億 5, 560 万 4, 000 円の減額でございます。

以上が、歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11 ページをお開きください。

歳入につきましても、額の確定による補正が主な内容となっておりますので、主要な部分についてのみご説明申し上げます。

1 項町税、1 項 1 目町民税個人分、補正額 945 万 9, 000 円の追加でございます。均等割につきましましては賦課実績におきまして、納税義務者数が当初見込みを上回ったことに伴い追加するものであり、所得割につきましましては予算計上時からの収納率向上に伴う追加となっております。

1 項 2 目町民税法人分、補正額 333 万 7, 000 円の追加でございます。法人からの申告納付額の増加に伴う法人税割 326 万 2, 000 円の追加が主な内容となっております。

2 項 1 目固定資産税、補正額 1, 549 万 7, 000 円の追加でございます。土地家屋償却資産につきましまして、賦課実績と見込み徴収率に基づき追加するものでございますが、主な要因といたしましては償却資産分において当初予算比で約 34% 税額が伸びたことによるものでございます。

4 項 1 目町たばこ税、補正額 215 万 6, 000 円の追加でございます。本税目につきましましては近年減少傾向でございましたが、昨年町内にコンビニエンスストアが新規開店したことに伴い、町内におけるたばこの販売額が増加したことが主な要因ではないかと推察されます。

13 ページをお開きください。

9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、補正額 1, 000 万円の追加でございます。特別交付税 3 月交付分の交付見込み額を考慮し、必要額を追加するものでございます。

11 款分担金及び負担金、1 項 3 目農林水産業費負担金、補正額 698 万 6, 000 円の減額でございます。基幹水利施設管理事業の事業費減少に伴い 3 節基幹水利施設管理事業（徳富ダム）負担金 673 万 4, 000 円の減額が主な内容となっております。

15 ページをお開きください。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額 1, 674 万 8, 000 円の減額でございます。2 節障害者福祉費負担金につきましましては、障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児施設措置費の給付費がそれぞれ減少したことに伴い、国庫負担分 2 分の 1 相当額となります総額 867 万 9, 000 円を減額するものでございます。5 節児童福祉負担金につきましましては認定こども園施設型給付費の給付実績精査に伴い減額となりました当該給付費に係る国庫負担 2 分の 1 相当額となります 793 万 7, 000 円を減額するものでございます。

2 項 5 目土木費国庫補助金、補正額 2, 290 万 5, 000 円の減額でございます。1 節住宅費補助金につきましましては、各種公営住宅関係事業の事業

費確定に伴い社会資本整備総合交付金の確定額に合わせ622万4,000円を減額するものでございます。

17ページをお開きください。

2節道路橋梁費補助金につきましては、住宅費補助金と同様に橋梁長寿命化及び除雪対策関連の事業費確定に伴い社会資本整備総合交付金の確定額にあわせ1,668万1,000円を減額するものでございます。

14款道支出金、2項1目総務費道補助金、補正額792万3,000円の追加でございます。道の地域づくり総合交付金の交付を受けて実施いたしました防災備蓄品等購入事業、在宅精神障害回復者社会復帰支援事業、農村センター大規模改修工事の3事業それぞれの交付見込み額に基づきその合計額を追加するものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額1,473万4,000円の追加でございます。こちらにつきましては各種農業関係補助事業の事業費確定に伴う追加と減額の精査でございますが、金額の大きな事業といたしましては、20ページに記載の道営土地改良事業促進費補助金1,660万6,000円の追加となっております。同補助金につきましては道営農地整備事業（経営体育成型）晩生内地区に係る国の令和元年度補正繰越予算の配当に伴う追加でございます。

19ページをごらんください

3項2目土木費委託金、補正額255万2,000円の減額でございます。道路維持補修委託金の確定及び少雪に伴い道道除雪委託金の減額が生じたため、確定額にあわせてそれぞれ減額するものでございます。

15款財産収入、2項2目物品売払収入、補正額562万5,000円の追加でございます。除雪ドーザの購入に伴い不用物品として売払い処分いたしましたグレーダーの売却代金でございます。

16款寄付金、1項1目一般寄付金、補正額299万9,000円の追加でございます。令和元年12月に北門信用金庫より受納いたしました一般寄付金でございます。

2目ふるさと応援寄付金、補正額1,500万円の追加でございます。本町に対するふるさと納税の見込み額に基づく追加でございます。歳出で追加補正いたしておりますふるさと浦臼応援基金積立金の財源となるものでございます。

18款諸収入、3項2目雑入、補正額1,656万5,000円の追加でございます。各種事業に係る負担金及び参加料の確定等に伴う追加と減額が主な内容でございます。

金額の大きなものとして22ページをお開きください。いきいきふるさと推進事業補助金156万8,000円の追加でございますが、空知管内全市町で構成しております北海道空知地域創生協議会に対する負担金、開町120年記念事業の一部、うらうす友だちマラニック大会運営助成金の3事業に対する公益財団法人北海道市町村振興協会からの補助金でござ

います。

次に、市町村防災・減災対策事業推進交付金124万9,000円の追加でございますが、公益財団法人北海道市町村振興協会の設立40周年を記念して、道内市町村が実施する防災・減災対策関連事業に活用することを条件とする交付金でございます。本町におきましては全戸配付いたしました防災グッズ購入の財源に充てるものとして交付を受けたものでございます。

次に、JAピンネ乾燥施設使用負担金1,200万円の追加でございますが、平成30年度に実施いたしました浦臼ライスターミナル自動倉庫設備の更新事業に係るピンネ農業協同組合からの負担金でございます。

引き続き、21ページをごらんください。

5目地域支援事業費委託金、補正額363万9,000円の減額でございます。介護予防生活支援関係事業費の減少に伴い、空知中部広域連合からの介護予防事業費委託金が減額となったことによるものでございます。

19款町債、1項2目総務債、補正額2,620万円の追加でございます。食肉加工施設等建設事業の完了に伴う起債額の減額精査及び過疎地域自立促進特別事業に係る起債の追加となっております。

5目土木債、補正額4,120万円の減額でございます。雪寒機械購入事業のほか道路橋梁関係及び河川関係事業に係る事業費の確定に伴いそれぞれ起債額を減額精査するものでございます。

23ページをお開きください。

6目消防債、補正額270万円の減額でございます。浦臼消防団本部基本実施設計業務委託料の確定に伴い起債額を減額精査するものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額1億7,995万3,000円の減額でございます。財源調整に伴う財政調整基金への積み戻し1億7,273万円3,000円、ふるさと浦臼応援基金充当事業の事業費確定に伴う積み戻し722万円をそれぞれ減額するものでございます。

21款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金、補正額50万円の追加でございます。令和元年9月をもって廃止されました自動車取得税交付金にかわり同年10月より地方財源として新たに交付されている交付金でございます。

歳入合計、歳出と同額1億5,560万4,000円の減額でございます。

以上、議案第1号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

37ページになります。

商工費の中の商工振興費、19節のプレミアム付商品券発行事業補助金が160万円の減になっております。

説明によりますと、これは消費税の減額に伴う国の施策だったのかなと、子育て世帯に渡されると理解しておりますけれども、マイナス160万円と大きいんですけれども、これはもらえる人がもらえなかったということですか。理由の説明をお願いします。

○議長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

この事業につきましては、消費税の増税にかかわったときに、国の方でプレミアム付商品券ということで行った事業でございます。当初では約500名程度の対象者を考慮しまして予算積みしましたけれども、実際申請に来ていただいた方が約3割程度ということで、その減額の補正となっております。

以上です。

○議長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

3割の人しか申請に来なかったというのは、その申請に来なかった人は知らなかったということであるのか、町としてそれをせっかくもらえるものをもらわなかった人がこんなにいるということに対して、あなたはもらえる対象者ですよみたいな、そういうことはできないものですかね。

○議長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

対象者の方には全戸、対象者の方に対して案内の文書を配っていますので、私が対象だったか対象ではなかったかという知らなかったということはないと思っております。

その中で申請に来られた方が3割程度で、国全体でいきますと約2割程度ということで、今回このプレミアム付商品券の町自体でやっているプレミアム率がちょっとよかったのも、そちらに集中したということになっておりまして、こちらの方はなかなか利用してもらえる方が少なかったということです。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

これは土木費になるかと思うんですけれども、町道の除雪の委託料というのは今回は減額ですね、出てこないのかなと思っておりますが、出てきて

いないようなんですけれども、少雪だったということでのどのぐらいの減額になりそうかということはわかるんでしょうか。

○議長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

除雪の委託期間につきましては、本年3月31日となっておりますので、まだ事業期間中ということで、3月31日までというか、その日に設計変更を行って、減額なのか、増なのかということを確認しまして、設計変更する予定であります。

今のところ概算で幾らというのは、まだ精算しておりません。

以上です。

○議長

ほかにございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

32ページ、ここで児童福祉施設費の関係で質問させていただきます。

負担金補助及び交付金で650万円の減額で、この内容が認定こども園運営助成金350万円追加、施設型給付費1,000万円の減ということで、あと国庫支出金の方で793万円ほど減額されているんですけれども、これと関連があるのか、この内容について詳しく説明していただきたいと思います。

○議長

答弁をお願いします。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こども園の運営助成金の部分につきましては、社会福祉法人揺謡藍会に町から運営助成する金額となっております。内容につきましては町から派遣されている職員2名の人件費相当となっております。

施設型給付費につきましては、こちらは園を運営するに当たりまして、施設に対して給付される給付費となっております。

それに対して、国から2分の1、道から4分の1、町から4分の1という内訳で支出されますので、それに伴いまして国庫及び道費が決まりますので、議員のご指摘のとおり関連するものとなっております。

以上です。

○議長

ほかにございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

もう一回確認することいいんですけれども、350万円は町から出向している2名分の給与費という説明で納得していいですか。2名分を追加したと

いうこと。最初の契約でこの2名というのは含まれるものだから、契約の中にここでわざわざ補正で追加しなければいけないものになってくるのかがよくわからない。

○議長

答弁をお願いします。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

金額につきましては、総務課の方で金額を計算して、最終的に町で持つ部分と社会福祉法人の方で持つ金額というのがいろいろ分けがありまして、その例えば手当だったら社会福祉法人の方で持つとか、給与だったら町で持つとか、そういう分けがありまして、特に時間外の部分は社会福祉法人になりますので、そこの部分が実績により決まりますので、補正が必要になってくる部分とあと事業当初の予算でしたので、ちょっと積み上げの部分がうまくいかなかったという部分で補正となっております。

以上です。

○議長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

もう一点だけ。

その下の施設型給付費というのは国の補助、あるいは道の補助、町の補助というのがすべて含まれる中で、当初の予算よりも少なく済んだということで理解するんですか。

○議長

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

こちらにつきましても、令和元年度の当初予算を組んだときに初年度の給付費の実績が出ていなかったもので、最初の予算組みを余裕を持たせて予算をとっておりましたので、実績見込みに伴いまして減少と、補正ということになっております。

○議長

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第1号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第1号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

ただいまから、休憩をとりたいと思います。3時10分まで休憩とします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第2号

○議 長

日程第8、議案第2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ265万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,379万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月10日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費、274万7,000円の追加でございます。主に財政調整基金積立金の増でございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、2万3,000円の減額でございます。

2 款1 項1 目空知中部広域連合納付金、5万3,000円の追加でございます。

4 款保健医療費、1 項 1 目特定健診事業費、1 1 万 8, 0 0 0 円の減額で  
ございます。

歳出合計 2 6 5 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6 ページをお開きください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、4 3 2 万 2,  
0 0 0 円の減額でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、1, 0 0 0 円の  
減額でございます。

3 款 1 項 1 目繰越金、1, 2 7 1 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。

4 款 3 項 4 目過年度収入、5 5 3 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。平  
成 3 0 年度の空知中部広域連合分賦金の確定に伴う返還金でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、2 3 4 万 3, 0 0 0 円の減額で  
ございます。分賦金の確定に伴う減額でございます。

2 項 1 目基金繰入金、8 9 1 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。平成 3  
0 年度分の分賦金返還金等がございましたので、基金からの繰り入れを減ず  
るものでございます。

歳入合計、歳出と同じ 2 6 5 万 9, 0 0 0 円の増額となっております。

以上が、議案第 2 号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第  
3 号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいた  
します。

以上です。

**○議 長**

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑あり  
ませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 2 号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 3 号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

**○議 長**

起立全員です。

したがって、議案第 2 号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予  
算(第 3 号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長

日程第9、議案第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ233万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,718万3,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1款総務費、1項1目一般管理費、24万4,000円の減額でございます。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金、208万8,000円の減額でございます。

歳出合計233万2,000円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、368万4,000円の減額でございます。

2目普通徴収保険料、213万3,000円の追加でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、144万7,000円の減額でございます。

5款1項1目繰越金、66万6,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ233万2,000円の減額となっております。

以上が、議案第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議 長

日程第10、議案第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ215万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,313万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和2年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

内容についてご説明申し上げます。

まず、初めに債務負担行為についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正。

1. 追加事項としまして、マンホールポンプ所管理業務委託料、期間は令和元年から令和2年度まで、限度額152万1,000円でございます。

内容につきましては、浦臼地区4カ所、鶴沼地区1カ所のマンホールポンプ所の管理業務を円滑に行うためでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、決算見込みによるものでございます。主なもののみご説明させていただきます。

歳出からご説明いたします。9ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費、1万9,000円の減額でございます。各節とも執行残によるものでございます。

2目下水道建設費、14万5,000円の減額でございます。石狩川流域下水道事業費負担金の減によるものでございます。

3目下水道維持管理費、199万1,000円の減額でございます。13節委託料の確定によるものでございます。15節工事請負費、住宅新築工事により公共弁設置工事がなかったことによる減額でございます。19節石狩川流域下水道負担金の確定によるものでございます。

歳出合計215万5,000円の減額でございます。

以上が、歳出でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

2款1項1目下水道使用料85万6,000円の追加で、内容といたしましては使用料と賦課分81万3,000円、使用料滞納繰越分4万3,000円の追加でございます。

3項1項1目一般会計繰入金、348万1,000円の減額でございます。一般会計繰入金につきましては歳入歳出決算によるもので減額でございます。

4款1項1目繰越金、112万1,000円の追加でございます。繰り越しにつきましては平成30年度の歳入歳出決算によるものでございます。

5款1項1目雑入14万9,000円の追加でございます。平成30年度石狩川流域下水道事業分担金の精算によるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ215万5,000円の減額でございます。

以上、議案第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議 長

日程第11、議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長(石原正伸君)

議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年浦臼町条例第19号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第2条、職員のサービスの宣誓の規定に第2項を追加し、地方公務員法第22条の2第1項に規定します会計年度任用職員のサービスの宣誓について規定をするものでございます。

議案書8ページにお戻り願います。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき議決賜りますようよろしく

お願いいたします。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

職員のサービスの宣誓に関するということで、改正前はこの条項がなかったものが、ですから臨時職員の場合はこのサービスの宣誓というのがなかったのかな。

そして、この会計年度任用職員になって、このサービスの宣誓ということが任命権者が別段の定めをすることができるということになっておりますが、これをどのように理解すればいいのかなと思ひまして。

この立場が公務員法に守られるようになったということですか。会計年度職員も。

○議長

答弁をお願いします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

通常の職員の宣誓に関する内容につきましては、別紙様式に署名をして、そこで宣誓をするというルールになってございます。

それが1項に規定されておりました、今回追加する2項につきましても別段任命権者が定める方法により宣誓をすることができるという規定になっております。

こちらにつきましては、職員と同様な形で行うこともできますし、もっと簡素化したような形でも行うことができますけれども、現状としましては宣誓書に署名をしていただく通常の形で運用していこうと思っております。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立全員です。

したがって、議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長

日程第12、議案第6号 浦臼町母と子の家設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第6号 浦臼町母と子の家設置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町母と子の家設置条例（昭和43年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の2ページをお開き願います。

浦臼町母と子の家設置条例の一部を改正する条例でございます。

地方公務員法の改正により、当施設の管理人について特別職の非常勤職員の要件から外れるため、第3条の管理人の設置の規定を削り、第4条から第12条まで1条ずつ繰り上げるものでございます。

なお、条例等を削除したものにつきましては、規則等で定めることとしてございます。

議案書10ページにお戻り願います。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第6号 浦臼町母と子の家設置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第6号 浦臼町母と子の家設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第6号 浦臼町母と子の家設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議 長

日程第13、議案第7号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第7号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例について。

浦臼町監査委員条例（平成16年浦臼町条例第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容つきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料4ページをお開き願います。

地方公務員法の改正により、第243条の2に普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条項が追加されたことにより、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

議案書12ページにお戻り願います。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第7号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第7号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第7号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議 長

日程第14、議案第8号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第8号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

浦臼町手数料徴収条例（昭和51年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、住民基本台帳法が改正されたことにより住民票の附票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴う改正でございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、資料の5ページをお開きください。

浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表でございます。

それぞれにおいて制度化された交付対象について記載されております。左側の改正後をごらんください。

まず、(7)におきまして、住民票の写し、または住民票記載事項証明の交付、(7)の2において、除票の写し、または除票記載事項証明の交付、

(7)の3において、戸籍の附票の写しの交付、(7)の4において、戸籍の附票の除票の写しの交付についてをそれぞれ規定しているものでございま

す。

それでは、議案の14ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第8号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第8号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第8号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議 長

日程第15、議案第9号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第9号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年浦臼町条例第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、令和元年度末で容器包装プラスチックごみの分別収集が終了することによる改正でございます。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、資料の7ペ

ージをお開きください。

浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右側と左側を比較しながらごらんいただければと思います。表の中ほどに記載されております資源ごみの種類の袋から「容器包装プラスチックごみ」を削除したものでございます。

それでは、議案の17ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上が、議案第9号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第9号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第9号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

○議 長

日程第16、議案第10号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第10号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

固定資産評価審査委員会条例（平成28年浦臼町条例第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、資料の9ページをお開きください。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

改正部分は第6条の2項となりますが、今回の法律の改正により、関係する法律名、また規定条文が変更となったため、それらの部分を改正するとともに弁明書の提出に関しての改正もあわせて行っているところでございます。

それでは、議案の19ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第10号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これもをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これもをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第10号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号

○議 長

日程第17、議案第11号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例につい

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

議案第11号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例について。

浦臼町公園条例の一部を次のように改正する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、施設の円滑な利用促進を図るためでございます。

次のページをお開きください。

浦臼町公園条例、別表バンガローの項適用の欄中、利用時間につきまして、「午前11時」を「午後1時」に改めるものであります。

また、この改正に伴いまして、適用の欄中、同条としてございますカーサイト及びテントサイトにつきましても同様に改めるものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、浦臼町公園条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第11号 浦臼町公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第12号

○議 長

日程第18、議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋局長。

○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、奈井江、浦臼町学校給食組合規約を次のとおり変更する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

奈井江、浦臼町学校給食組合を令和2年9月30日をもって解散することに伴い、解散後の事務の承継を定める規約の変更について提案するものでございます。

次のページをお開きください。

奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変更する規約でございます。

奈井江、浦臼町学校給食組合規約（昭和42年組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第16条の次に次の1条を加える。

（事務の承継）

第17条としまして、組合の解散があった場合においては、奈井江町がその事務を承継する。

附則、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上が、議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変更する規約についての説明です。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変

更する規約については原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第13号

○議 長

日程第19、議案第13号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋局長。

○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

議案第13号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散について。

地方自治法第288条の規定により、令和2年9月30日をもって、奈井江、浦臼町学校給食組合を解散する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由でございます。

奈井江、浦臼町学校給食組合で実施している学校給食業務について、児童生徒への安定した給食の供給を行うため、今まで以上に効率的で効果的な広域運営を検討した結果、給食調理業務及び洗浄業務を砂川市に委託することいたしました。

これにより、奈井江、浦臼町学校給食組合についてはその役割を終えることから、令和2年9月30日をもって解散するものでございます。

次のページをお開きください。

奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に関する協議書でございます。

地方自治法第288条の規定により、令和2年9月30日限りで奈井江、浦臼町学校給食組合を解散する。

この協議書につきまして、奈井江町と浦臼町の両町で協議締結するものでございます。

以上が、議案第13号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散についての説明でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第13号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第13号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散については原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第14号

○議 長

日程第20、議案第14号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋局長。

○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

議案第14号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係町と協議の上、定める。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

地方自治法第289条の規定により、令和2年9月30日をもって奈井江、浦臼町学校給食組合を解散することに伴う財産処分について協議するためのものがございます。

次のページをお開きください。

奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分に関する協議書でございます。

地方自治法第289条の規定に基づき、奈井江、浦臼町学校給食組合（以下、「組合」という。）の解散に伴う財産処分について次のとおり定める。

1、財産処分についてです。

(1) 奈井江、浦臼町学校給食組合の財産は奈井江町にすべて承継させる。

(2) 1号のうち、歳計現金から組合の予算に属する未収金、未払金等及び組合が加入していた団体等の負担金等の精算に伴う納付金、還付金等を加減した後の残額（以下「残額等」という。）について、奈井江、浦臼町学校給食組合一般会計における奈井江町、浦臼町の負担金の算出根拠に基づき、70%を奈井江町に、30%を浦臼町に承継させる。

2としまして、疑義等の協議。

この協議について疑義が生じたときは、本協議書に記載のない事項については、奈井江町、浦臼町がその都度協議の上、決定する。

以上のことにつきまして、奈井江町と浦臼町で協議締結するものでござい

ます。

以上が、議案第14号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第14号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分については原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第15号

○議 長

日程第21、議案第15号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋局長。

○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

議案第15号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約を次のように制定する。

令和2年3月10日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由です。

学校給食に係る事務のうち、調理及び洗浄に関する事務について、砂川市にその事務を委託するため、本規約を制定しようとするものでございます。

次のページ、29ページをお開きください。

砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約でござい

ます。

第1条にはこの規約の趣旨を規定しており、第1条、この規約は地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、砂川市と浦臼町における学校給食に関する事務の委託について必要な事項を定めるものとしております。

次に、第2条には委託事務の範囲、第3条には委託事務の管理及び執行の方法、第4条には経費の負担について規定をしており、第4条第3項でございますが、委託事務の経費の負担については砂川市と浦臼町との間でその基本的な算定方法を定めるものとするとしておりまして、食数割により算定するものとしております。

以下、第5条には委託事務の収支の分別、第6条には決算の場合の措置、第7条には連絡会議等、第8条には条例等改廃の場合の措置についてを規定しております。

附則です。この規約は、令和2年4月1日から施行する。

2で、委託事務の全部または一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、砂川市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴い余剰金が発生したときは、速やかに浦臼町に還付しなければならない。

以上のことにつきまして、砂川市と浦臼町、2市町で協議締結するものでございます。

以上が、議案第15号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第15号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 1 6 号

○議 長

日程第 2 2、議案第 1 6 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第 1 6 号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 2 年 3 月 1 0 日提出

浦臼町長 齊藤純雄

本議案につきましては、浦臼消防団本部建築工事につきまして工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に係る条例に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、浦臼消防団本部建築工事でございます。

工事の概要につきましては、現地建てかえによる新築工事でございます。  
鉄鋼造 2 階建て延べ床面積 3 1 4 . 9 8 平米。工期につきましては契約の翌日から令和 2 年 1 1 月 1 3 日までとなっております。

2、契約の方法は指名競争入札で、最低制限価格を適用してございます。

3、契約の金額は 1 億 3 , 7 5 0 万円、そのうち消費税額は 1 , 2 5 0 万円でございます。

4、契約の相手方は砂子・今田経常建設共同企業体、代表者は空知郡奈井江町字チャシュナイ 9 8 7 番地 1 0、株式会社砂子組、代表取締役砂子邦弘氏でございます。構成員は樺戸郡浦臼町字浦臼内 1 8 2 番地 1 1 2、株式会社今田建設、代表取締役今田幸男氏でございます。

以上が、議案第 1 6 号 工事請負契約の締結についての内容でございます。  
ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 1 6 号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長



◎散会の宣告

○議 長

これをもって、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日11日から17日は休会とし、18日午前10時より議会を再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時01分

# 浦臼町議会第1回定例会 第2号

令和2年3月18日（水曜日）

## ○議事日程

### 追加日程第1

議案第21号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について

### 追加日程第2

議案第22号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

- 1 議案第17号 令和2年度浦臼町一般会計予算
- 2 議案第18号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第19号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第20号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計予算
- 5 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議について
- 6 所管事務調査について（議会運営委員会・総務産業常任委員会）

## ○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

## ○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

町長	齊藤純雄君
教育長	河本浩昭君
総務課長	石原正伸君
総務課主幹	城宝睦己君
くらし応援課長	大平雅仁君
くらし応援課主幹	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
長寿福祉課主幹	鎌田隆司君
産業振興課長	横井正樹君
産業振興課主幹	明日見将幸君
産業振興課主幹	車田利夫君

建設課長	馬	狩	範	一	君
建設課主幹	山	崎		哲	君
教育委員会 事務局長	上	嶋	俊	文	君
農業委員会 事務局長	大	平	英	祐	君
農業委員会 代表監査委員	日	下	文	雄	君
	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局長	國	田	朋	子	君
書記	西	川	茉	里	君

◎開議の宣告

○議 長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の2日目に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

ただいま、斉藤町長から、議案第21号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、議案第22号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、議案第22号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第21号

○議 長

追加日程第1、議案第21号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第21号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例(平成12年浦臼町条例第27号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月18日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、行財政改革の一環として平成12年度を初年度とし開始いたしました町長、副町長及び教育長の給料月額を抑制を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の12ページをお開き願います。

第2条に定める、町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制期間をそれぞれ令和2年4月から令和3年3月までに改めるものでございます。

また、附則第2項に定めます条例の有効期限を令和3年3月31日としてございます。

議案書35ページにお戻り願います。

本条例につきましては、令和2年4月1日から施行し、附則第2項の改正につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第21号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第21号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第21号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第22号

○議 長

追加日程第2、議案第22号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第22号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について。

浦臼町職員等の旅費に関する条例（平成元年浦臼町条例第23号）等の一部を次のように改正する。

令和2年3月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、平成17年度より現在まで実施しております日当及び費用弁償の不支給を継続するため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

平成27年度から5年間実施してきました行財政改革維持プランが今年度末で終了いたしますが、その後の行財政改革の進め方につきまして、新体制のもと協議検討することといたしまして、それまでの間、令和2年度末まで期間を延長しようとするものでございます。

第1条の改正につきましては、浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

日当に関する特例につきまして、附則第5項中「平成27年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め、職員の日当の支給に関しまして、令和3年3月31日まで適用しないとするものでございます。

次に、第2条の改正ですが、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

費用弁償のうち会議出席費用弁償の経過措置につきまして、附則第3項中「平成27年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め、会議出席費用弁償の支給に関しまして、令和3年3月31日まで適用しないとするものでございます。

次に、第3条の改正では、証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

日額手当等に関する経過措置について、附則に次の1項を加え、第2条及び第3条の「日額手当」及び別表中「日当」に関する規定を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は適用しないとするものでございます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第22号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

平成27年に策定された第4次浦臼町総合振興計画チャレンジプランにおいては、基本構想の中に行財政改革を継続的に推進しますという文言が入っております。

それで、現在、浦臼町行財政改革持続プランが続いているわけですが、これが3月で切れるということで、次のプランが立っておりません。

そのことによって、今回の議案21号、議案22号のように条例の一部を改正する条例ということで、期間の延長ということで出てきているわけですが、今後この計画を立てないということなのか、それからそれではこの一部を改正する条例というのが毎年出てくるといことになるのか、お願いします。

○議 長

答弁をお願いします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在のプランにつきましては、今年度末で終了いたしますので、次期プランについては策定する予定はございません。

しかしながら、町の行財政改革という部分につきましては、総合振興計画の中の行財政改革という取り組みとして、引き続き継続し、財政状況を勘案しながら必要な行革を進めていくという考えでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

プランは立てないということでありまして、ことしのようにまだ削減する部分があるということは、行財政改革をまだ行っていくということでありまして、私は5年間の計画的な削減プランというのは示すべきと考えます。

それでなければ、もう行財政改革は終わったということで、条例の一部を改正するのではなくて、条例自体を変えていかなければいけないのではないかと思います、その辺についてはいかがですか。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

行財政改革、5カ年、3回の15年やってきました。ある程度の成果は出ているのかなと思っておりますが、それはすべてを含めて、次のリーダーのもと皆さんでもう一度協議をするという方向性がいいのだろうという思いで今回この条例を提案させていただいておりますので、そのときにまた議員さんのいろんな意見をお話しをしていければ新しいものがどうのこうのということになってくるのではないかと考えております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第22号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第22号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第1 議案第17号

○議 長

日程第1、議案第17号 令和2年度浦臼町一般会計予算を議題とします。予算大綱につきましては、配付してあります予算大綱資料をごらんください。

それでは、提案理由の説明を求めます。各課長からの説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

それでは、お手元に配付されています令和2年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の1ページをお開き願います。

議案第17号 令和2年度浦臼町一般会計予算。

令和2年度浦臼町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ33億3,900万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は5億円と定める。

令和2年3月10日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

最初に、第1条第2項に定めております歳入歳出予算におきまして、お手元に配付してございます横版の各会計予算の説明資料により説明させていただきたいと思っております。

令和2年度は町長改選期となりますことから、人口減少対策やJR札沼線廃線に対して公共交通対策など住民生活に直結する施策事業を盛り込むとともに、公共施設の老朽化対策など継続事業について当初予算から組み込んだ予算編成としてございます。

それでは、令和2年度各会計予算案の説明資料の1ページをお開き願います。

ここには、令和2年度浦臼町各会計予算一覧表を掲載しております。一般会計と特別会計4会計のものを令和2年度、令和元年度を比較して登載してございます。

4会計を合わせますと、令和2年度では36億820万円ということで、前年度対比2億6,110万円の減額でございます。率にいたしまして6.7%の減でございます。

各会計ごとでは、一般会計におきまして、前年度比7.1%の減、国保会計は5.6%の減、後期高齢者医療が9.7%の減、下水道会計が7.2%の増となっております。

詳細につきましては、後ほどご説明いたしますが、一般会計につきましては町長改選期のため骨格予算であることや地方創生事業等の大型事業の完了に伴うものが主な減額の要因となっております。

それでは、2ページをお開き願います。

令和2年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということでご説明申し上げます。

まず、上段の括弧書きは令和元年度の当初予算を計上しております。下段の部分につきましては今回予算提案しているところでございます。

それでは、右側の歳出の方からご説明申し上げます。

1款の議会費です。4,085万3,000円の計上でございます。対前年度比5.0%の増でございます。金額で193万7,000円の増額となっております。主な増額要因は道外政務調査に係る旅費の計上によるものでございます。

2款総務費につきましては8億6,236万7,000円、対前年度比26.7%の減となっております。金額にいたしまして3億1,343万8,000円の減でございます。主な減額要因は開町120周年事業や地方創生事業の完了によるものとなります。一方札沼線廃止に伴う生活交通の見直しによる増や浦臼消防団本部建設等が皆増となっているところでございます。

3款民生費につきましては4億896万7,000円の計上でございます。対前年度比6.8%、金額で3,004万1,000円の減でございます。

主な減額要因といたしましては認定こども園施設型給付費等で965万3,000円、後期高齢者療養給付費負担金487万7,000円の減となっております。

4款の衛生費につきましては1億4,665万1,000円、対前年度比16.6%の減でございます。金額で2,914万3,000円の減となっております。主な減額要因につきましては認知症健診事業で180万円、浦臼地区保健衛生組合分担金で1,800万円の減額となっております。

5款の農林水産業費につきましては2億6,489万9,000円の計上でございます。対前年度比18.9%の減、金額で6,168万円の減でございます。主な減額要因といたしましては13款航空測量業務の完了により1,562万円の皆減、プラスチック減容機更新1,523万9,000円の皆減、地力増進施設管理業務委託828万4,000円の減額、農村センター大規模改修工事の完了により1,389万3,000円の減額が主な要因となっております。

6款商工費につきましては6,908万5,000円の計上でございます。対前年度比21.9%、金額にいたしまして1,937万4,000円の減額でございます。主な減額要因といたしましては企業立地促進事業助成金313万円の減、プレミアム付商品券発行事業945万円の減額が主な要因となっております。

続きまして、7款土木費で6億3,583万4,000円の計上でございます。前年度対比0.8%の増でございます。金額で528万円の増となっております。主な要因といたしましては町道改良舗装工事等で3,104万円の増、河川改修工事等で9,680万円の増、ひばり団地建設工事で3,296万円の減額、除雪ドーザ購入で7,212万円が皆減となっております。

次に、8款の消防費でございます。3億996万1,000円の計上でございます。率にして128.9%、金額で1億7,456万4,000円の増となっております。増額の要因は浦臼消防団本部建築工事に伴うものでございます。

9款の教育費につきましては1億2,736万1,000円、率にいたしまして2.1%の減でございます。金額で272万7,000円の減額となっております。主な要因は小中学校のパソコン更新の完了に伴い4,300万円の皆減、学校給食の供給体系の変更に伴い3,729万2,000円の増によるものでございます。

10款の災害復旧費につきましては50万円を計上してございます。前年と同額となっております。

11款公債費につきましては4億6,752万2,000円、対前年度比4.5%の増でございます。金額では2,012万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして通常の長期債償還元金が3億3,058万1,000円、昨年比935万2,000円の増、また繰上償還元金が1億1,

880万円が昨年度比1,420万円の増となっております。繰上償還増加の要因につきましては例年繰上償還してございます過疎ソフトに加え、昨年実施しました消防団本部設計業務に活用した起債、また本年度実施いたします河川改修等工事に活用いたします起債を一括償還するものによるところでございます。

12款の予備費につきましては、昨年同様500万円の計上でございます。

以上が、歳出全款、合計で33億3,900万円でございます。

次に、3ページをお開き願います。

このページでは、令和2年度一般会計の歳出予算の性質別一覧となっております。ここでは増減幅の大きな部分や特徴的な部分のみご説明申し上げます。

まず、表の1段目、人件費につきましては5億5,171万2,000円の計上でございます。対前年度比10.0%の増で5,033万2,000円の増額でございます。会計年度任用職員制度の運用に伴い物件費から繰りかわるものでございます。

表の6段目、建設事業費につきましては7億5,337万1,000円の計上でございます。対前年度比20.0%の減、1億8,824万5,000円の減額となっております。こちらにつきましては食肉加工施設建設工事、農村センター大規模改修工事等の大型事業の完了によるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、2ページにお戻り願います。左側、歳入についてご説明申し上げます。

まず、1款町税でございます。1億8,951万9,000円、前年度比3.7%の増、金額で674万7,000円の増額となっております。内訳といたしまして個人住民税で659万2,000円の増、法人住民税で46万4,000円の減、固定資産税で154万2,000円の減、軽自動車税で44万1,000円の増、地方たばこ税で154万5,000円の増となっております。増額の要因といたしましては個人住民税では課税所得の増加、地方たばこ税につきましては販売本数の増、また固定資産税につきましては課税対象となる償却資産の減を見込むものでございます。

2款地方譲与税につきましては4,085万円の計上でございます。0.4%の減、15万円の減額でございます。

3款の利子割交付金につきましては10万円の計上でございます。

4款の配当割交付金につきましては30万円の計上でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては30万円の計上でございます。

6款の地方消費税交付金につきましては3,400万円の計上でございます。

7款環境性能割交付金につきましては、令和元年度税制改正により自動車取得税交付金にかわるものとして360万円を計上してございます。

8 款の地方特例交付金につきましては50万円の計上でございます。

9 款の地方交付税につきましては13億4,000万円の計上でございます。前年度比で3.2%の減、金額で4,500万円の減額でございます。普通交付税といたしまして12億円、特別交付税といたしまして1億4,000万円を計上しているところでございます。

10 款の交通安全対策特別交付金につきましては1,000円の計上でございます。

11 款の分担金及び負担金につきましては2,346万8,000円の計上でございます。対前年度比25.3%の減794万3,000円の減額でございます。これにつきましては容器包装プラスチックごみ分別収集の終了に伴い奈井江町からの負担金が皆減するものでございます。

12 款の使用料及び手数料につきましては6,966万9,000円の計上でございます。

13 款の国庫支出金につきましては2億4,724万8,000円の計上でございます。18%の減、金額で5,415万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては地方創生関連の交付金、ひばり団地建設事業、除雪ドーザ購入など国庫補助対象事業の完了が主な要因となっております。

14 款の道支出金につきましては2億2,042万4,000円の計上でございます。前年度比8.3%の減、金額で1,999万5,000円の減額でございます。

15 款の財産収入につきましては578万9,000円の計上でございます。

16 款の寄付金につきましては1億1,000円の計上でございます。ふるさと納税による寄付金を前年度と同額で見込んでございます。

17 款の繰越金につきましては1,000円の計上でございます。

18 款の諸収入につきましては8,683万円の計上でございます。41.2%の減、金額で6,094万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては食肉加工施設建設に係る交付金が皆減になったところが主な要因となっております。

19 款の町債につきましては4億4,470万円の計上でございます。11.7%の増、金額で4,660万円の増額計上でございます。こちらにつきましては浦臼消防団本部建替事業、ラウネナイ川河川改修事業、学校給食車整備事業等が主な要因となっております。

最後になりますが、20 款繰入金につきましては5億3,170万円の計上でございます。対前年度比18.3%の減、金額にいたしまして1億1,909万円の減額計上でございます。内訳といたしましては繰上償還の原資として減債基金から1億1,880万円、ふるさと納税の返戻金等にふるさと応援基金から6,175万円、財政調整基金から2億2,520万円、公共施設建設基金から1億円、街路灯維持基金から95万円、札沼線代替輸送

事業等基金から2,500万円を取り崩し、計上しているところでございます。

以上が、歳入33億3,900万円に対するご説明でございます。

続きまして、第2条の地方債についてご説明申し上げますので、予算書にお戻りいただき、9ページをお開き願います。

第2表、地方債でございます。

それでは、まず起債の目的でございます。臨時財政対策債といたしまして、限度額4,800万円、起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては6.5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金については利率見直しを行った後において当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件によるものでございます。また銀行その他の場合におきましては債権者と協議をするものとなっております。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、また繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございますので、省略をさせていただきたいと思えます。

1段下、橋梁長寿命化事業につきましては、浦臼内川橋と拓殖橋、2橋の補修工事財源として1,480万円を限度額として借り入れを予定するものでございます。

次の舗装長寿命化事業につきましては、中央線道路舗装工事の財源として2,800万円を限度額として借り入れを予定するものでございます。

次の南2丁目線道路改良舗装事業につきましては2,770万円を限度額として予定するものでございます。

次のラウネナイ川改修事業につきましては1億1,810万円を限度額として充当を予定するものです。

次の浦臼消防団本部建替事業につきましては1億8,720万円を限度額として充当を予定するものでございます。

次に、北海道総合行政ネットワーク整備事業につきましては、北海道の防災通信設備の更新負担金財源として360万円を限度額として借り入れを予定するものでございます。

次に、学校給食車整備事業につきましては、砂川市から給食の供給となるため車両購入費及び車庫新築工事の財源といたしまして1,730万円を限度額とし借り入れを予定するものでございます。

ただいま説明いたしました8件の限度額の合計は4億4,470万円となっております。

続きまして、予算の詳細につきましては、56ページの議会費から3項目ごと各所管課よりそれぞれ要旨についてご説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

## ○議 長

それでは、各所管課長からの説明を求めます。

石原課長。

## ○総務課長（石原正伸君）

それでは、予算書の５６ページをお開き願います。

歳出よりご説明申し上げます。

議会費より順次ご説明を申し上げますが、節につきましては特徴的なものを中心に説明させていただきます。

１款議会費、１項１目議会費、今年度４，０８５万３，０００円の計上でございます。前年比１９３万７，０００円の増となっております。８節旅費につきまして道外政務調査に係る旅費を計上し、９節交際費につきましては前年同額２８万円を計上してございます。

次ページ、５８ページをお開き願います。

２款総務費、１項１目一般管理費、本年度９，７２７万３，０００円の計上でございます。前年度比１４２万３，０００円の増となっております。

１節報酬では本年度から制度運用いたします会計年度任用職員２７名の報酬５，３７６万７，０００円を計上してございます。８節旅費では自治大学校３カ月研修１名分を含め２０２万２，０００円を計上してございます。９節交際費につきましては前年同額の２００万円を計上してございます。１２節委託料につきましては公用車運行業務委託料ほか１４業務の委託料といたしまして１，３４１万６，０００円を計上してございます。

次のページ、６０ページをお開き願います。

２目財政管理費、本年度１億８００万８，０００円の計上でございます。前年度比８４万５，０００円の増となっております。２４節積立金にふるさと応援基金積立金を１億円、森林環境譲与税基金に８５万円を計上してございます。

３目企画費、本年度２，３５８万２，０００円の計上でございます。前年度比１，４６３万２，０００円の減額となっております。８節報償費につきまして、平成２８年７月から実施してきました定住促進住宅取得応援助成事業が令和２年３月末で効力を失うため、若者夫婦に対し交付いたしていました商品券分として１００万円が皆減となっております。一方札沼線廃線イベント用として２０万円を計上してございます。１２節委託料につきましては前年度に引き続きＪＲ札沼線記録映像撮影業務のほか役場ネットワーク機器等の保守業務等を計上しております。１３節使用料及び賃借料につきましては地域おこし協力隊の活動車両１２０万円を含め３０２万９，０００円を計上してございます。

次のページ、６２ページをお開き願います。

１８節負担金補助及び交付金では、住宅リフォーム等補助金１０件分３００万円、地方公共団体情報システム機構負担金４１８万３，０００円、町民まちづくり活動応援補助金１００万円を含む１，０４４万９，０００円を計

上してございます。

4目財産管理費、本年度911万円の計上でございます。前年度比673万3,000円の減となっております。昨年度に実施いたしました小学校校長教頭住宅2戸及び晩生内簡易水道施設上屋の解体費が皆減となり、減額の要因となっております。

5目公共施設管理費、本年度5,434万円の計上でございます。前年度比543万4,000円の計上でございます。前年度比3万8,000円の増となっております。鶴沼改善センター等4施設の管理経費を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

6目交通安全対策費、本年度119万6,000円の計上でございます。前年度比30万3,000円の増となっております。17節備品購入費において、新規交通指導員の制服4名分の購入費を計上してございます。

7目交通安全対策費、本年度4,448万5,000円の計上でございます。前年度比2,022万8,000円の増となっております。12節委託料につきましては町営バスの運行業務委託料を計上してございます。18節負担金補助及び交付金では中央バス滝川浦臼線の負担金として865万円、新規路線の月形浦臼線として850万円、乗り合いタクシー運行事業補助金として車両購入負担金629万3,000円、新規路線の奈井江線と美唄線で301万5,000円、町内の既存乗り合いタクシー運行分として135万3,000円、以上、合わせて3,712万3,000円を計上してございます。

8目諸費、本年度8,154万8,000円の計上でございます。前年度比329万9,000円の増となっております。7節報償費にふるさと納税記念品として6,100万円。次ページをお開きください。12節委託料につきましては名誉町民山本要氏の肖像画作成に係る費用として60万円、11節役務費につきましてはふるさと納税クレジット決済手数料等の1,200万円を計上しており、クレジット決済手数料の変更による増額が主な要因となっております。

以上でございます。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

1項9目地方創生事業費482万円の計上でございます。前年比2億8,763万円の減となっております。食肉加工施設等建設事業の完了に伴う減額でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、地域おこし協力隊の活動用車両及びパソコン賃借料として159万2,000円を計上してございます。18節負担金補助及び交付金ではうらうす友だちマラニック大会運営助成金に120万円を含め199万円を計上してございます。

以上です。

#### ○総務課長（石原正伸君）

2項1目職員給与費、本年度4億5,261万2,000円の計上ござ

います。前年度比1,300万4,000円の減となっております。給与費明細書によりご説明いたしますので、126ページをお開き願います。

1、特別職の区分。長等の欄をごらんください。本年度、町長、副町長及び教育長3名分の給与費合計3,603万8,000円、共済費を含め合計5,153万1,000円を計上してございます。議員9名、その他特別職合わせまして1億281万2,000円の計上でございます。

下の比較の欄をごらんください。

長等の前年度比183万4,000円の減、特別職を含めた合計では290万4,000円の減となっております。

次に、2の一般職の(1)総括をごらんください。本年度一般会計における一般職55名分の給与費合計3億107万4,000円、共済費を含め合計4億107万9,000円を計上してございます。前年度比917万1,000円の減となっております。

職員手当の内訳欄から129ページまでにつきましてはお目通しをいただきたいと存じます。

130ページをお開き願います。130ページから132ページにつきましては、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて前年度末までの支払額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。こちらに記載されておりますものはすべて議会で議決をいただいているものでありますので、お目通しをいただきたいと存じます。

133ページをお開き願います。地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末現在高の見込みに関する調書でございます。令和2年度末では38億9,042万4,000円の見込みとなっております。

以上です。

#### ○くらし応援課長（大平雅仁君）

続きまして、3項1目税務総務費、本年度予算227万1,000円の計上でございます。前年度比266万1,000円の減となっております。主な減額要因といたしまして、昨年度実施いたしました固定資産地籍管理システム更新事業費の皆減などによるものでございます。

2目賦課徴収費、本年度予算236万7,000円の計上です。前年度比8万円の増となっております。

4項1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算2,427万2,000円の計上でございます。前年度比770万円の増となっております。主な増額要因といたしましては12節委託料におきまして、次の71ページをごらんください、こちらに記載されております戸籍附票システム改修委託料、戸籍情報システム改修委託料等を計上したことによるものでございます。これらは昨年度公布や改正された各種戸籍関係の法律への適用に向けた改修でございます。

以上です。

#### ○総務課長（石原正伸君）

5項1目選挙管理委員会費、本年度24万6,000円の計上でございます。前年度比11万円の減額となっております。

2目町長選挙費、本年度206万8,000円の計上でございます。

6項1目企画調査総務費、本年度185万7,000円の計上でございます。前年度比109万6,000円の増となっております。国勢調査実施に伴い指導員及び調査員報酬等が増額の要因となっております。

次のページをお開き願います。

7項1目監査委員費、本年度121万8,000円の計上でございます。

以上でございます。

#### ○くらし応援課長（大平雅仁君）

それでは、74ページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、本年度予算5,644万7,000円の計上でございます。前年度比798万9,000円の減となっております。主な減額要因といたしまして、18節負担金補助及び交付金におきまして、町社会福祉協議会補助金が減額になったことによるものでございます。

以上です。

#### ○総務課長（石原正伸君）

2目災害救助費、本年度予算5,000円の計上です。対前年度比1,000円の減額となっております。

以上です。

#### ○くらし応援課長（大平雅仁君）

3目重度心身障害者特別対策費、本年度予算303万8,000円の計上でございます。前年度比3万円の増となっております。

4目ひとり親家庭等福祉費、本年度予算43万1,000円の計上でございます。前年度比3万1,000円の減となっております。

以上です。

#### ○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

5目障害者福祉費、本年度予算7,542万円の計上で、前年度比660万8,000円の減でございます。減額の主な要因は77ページをごらんください。19節扶助費におきまして障害者医療費、障害福祉サービス給付費において対象者が転出や死亡したことによるものでございます。

以上です。

#### ○くらし応援課長（大平雅仁君）

6目国民年金事務費、本年度予算37万6,000円の計上でございます。前年度比37万6,000円の増となっております。これは12節委託料におきまして年金システム改修業務委託料を本年度計上したことによるものでございます。

2項1目児童福祉総務費638万3,000円の計上でございます。前年度比242万4,000円の減となっております。主な減額要因は国の保育料無償化実施により18節負担金補助及び交付金におきまして、未就学児童

補助金の減額となったことによるものでございます。

2目児童措置費、本年度予算1,828万6,000円の計上でございます。前年度比83万円の減となっております。

3目乳幼児・児童及び生徒医療措置費593万1,000円の計上でございます。前年度比14万6,000円の減となっております。

4目未熟児養育医療給付費、本年度予算36万1,000円の計上です。昨年と同額となっております。

5目児童福祉施設費7,330万円の計上でございます。前年度比563万8,000円の減となっております。主な減額要因といたしまして、18節負担金補助及び交付金におきまして、施設型給付費等が減額になったことによるものでございます。

#### ○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

6目子育て支援費は本年度予算685万円の計上で37万4,000円の減でございます。

続きまして、78ページをお願いいたします。

3項老人福祉費、1目老人福祉総務費は1億626万2,000円の計上で前年度比136万6,000円の増でございます。増額の主な要因は12節委託料、生活支援事業委託料において高齢者の配食サービス安否確認サービスなどの申請者が増加したことによるものでございます。

以上です。

#### ○くらし応援課長（大平雅仁君）

それでは、80ページをお開きください。

2目後期高齢者医療費、本年度予算5,587万7,000円の計上でございます。前年度比852万円の減となっております。主な減額要因といたしまして、18節負担金補助及び交付金におきまして、療養給付費の負担金が減となったこと及び27節繰入金におきまして、システムの更新経費を見込んでいた事務費繰入金等が減となったものによるものでございます。

以上です。

#### ○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

82ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度3万8,000円の計上で、前年度比2万1,000円の増でございます。

2目予防費2,028万3,000円の計上で、前年度比312万1,000円の減でございます。減額の主な要因は、7節報償費において認知症健診謝礼を計上していないこと、12節委託料において健康管理システムの更新が完了したことによるものです。

以上です。

#### ○くらし応援課長（大平雅仁君）

3目墓地火葬場費、本年度予算322万7,000円の計上でございます。前年度比142万5,000円の減となっております。主な減額要因は昨年

度実施しました札的墓地東屋新築工事費の皆減によるものでございます。

以上です。

**○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）**

84ページになります。

4目保健センター等管理費591万8,000円の計上で、前年度比815万5,000円の減でございます。減額の主な要因は10節需用費、修繕料においてふるさと活性化センターの雨漏りの原因となっている破損箇所の補修が完了したこと、14節工事請負費において、ふるさと活性化センター側溝改修工事、保健センターの外壁改修工事、保健センター相談室などのエアコン改修工事が完了したこと、17節備品購入費において、保健センター及びふるさと活性化センターのストーブ計5台の購入が完了したことによるものでございます。

以上です。

**○くらし応援課長（大平雅仁君）**

5目環境衛生費、本年度予算2,532万円の計上でございます。前年度比1,649万7,000円の減となっております。主な減額要因はクリーンプラザくるくるの延命化工事に係る経費減により18節負担金補助及び交付金において砂川地区保健衛生組合分担金が減となったことによるものでございます。

2項1目塵芥処理費、本年度予算1,632万7,000円の計上でございます。前年度比113万8,000円の増となっております。次ページ、86ページをお開きください。主な増額要因は12節委託料におきまして、収集運搬用の車両に係る経費増を見込んだごみ収集運搬業務委託料が増額となったことによるものでございます。

2目し尿処理費788万2,000円の計上でございます。前年度比48万6,000円の増となっております。

3目最終処分場管理費、本年度予算848万1,000円の計上でございます。前年度比7万6,000円の増となっております。

3項1目診療所費、本年度予算263万2,000円の計上でございます。前年度比132万円の減となっております。主な減額要因は昨年度実施しました渡り廊下改修工事の皆減によるものでございます。

以上です。

**○建設課長（馬狩範一君）**

4項1目上水道施設費、本年度5,654万3,000円の計上で、前年比34万6,000円の減額でございます。主な内容としまして、18節負担金補助及び交付金において西空知広域水道事業の元利償還金の減少に伴い負担金の減額となるものでございます。

以上、4款衛生費を終わります。

**○農業委員会事務局長（大平英祐君）**

90ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度662万円の計上で、農地等の利用最適化の推進活動に係るものでございます。前年比92万円の減額で、農地台帳総合システムの更新完了によるものでございます。以上です。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

1項2目農業総務費6,515万3,000円の計上でございます。前年比1,691万円の減でございます。12節委託料につきまして、前年度計上の中山間地域等直接支払制度航空測量業務委託料及び農業振興地域管理システム更新業務委託料が皆減となり、減額の要因となっております。18節負担金補助及び交付金では中山間地域等直接支払交付金に6,484万1,000円を計上してございます。

3目畜産業費54万5,000円の計上でございます。前年比3万円の減となっております。畜産業費につきましては家畜自衛防疫及び畜産振興に係る経費でございます。

以上です。

#### ○建設課長（馬狩範一君）

4目土地改良費、本年度8万2,000円の計上で、前年比200万円の減額でございます。減額の要因といたしまして、18節負担金補助及び交付金において国営かんがい排水事業樺戸2期地区維持管理助成金が令和元年度で終了したことによる減額計上となるものです。

以上です。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

1項5目農業振興費1,744万6,000円の計上でございます。前年比136万3,000円の減となっております。18節負担金補助及び交付金につきまして、農業次世代人材投資資金経営開始型の減額が主な要因となっております。同じく18節では若手農業者チャレンジ応援補助金を含め1,440万円を計上しております。

以上です。

#### ○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

5款1項6目農村センター管理費でございます。1,233万3,000円の計上で、前年比1,624万8,000円の減額でございます。農村センターの管理運営に要する経費を計上しておりますが、前年度におきまして農村センター2階第3研修室の改修工事が終了したことによる減額計上でございます。

以上です。

#### ○くらし応援課長（大平雅仁君）

7目地力増進施設管理費、本年度予算124万2,000円の計上でございます。前年度比2,380万円の減となっております。これは容器包装プラスチック分別収集事業終了により大幅減となったものでございます。令和2年度につきましてはこの施設の維持に必要な予算を計上したところでござ

います。

以上です。

#### ○建設課長（馬狩範一君）

8目水利施設管理費、本年度5,518万3,000円の計上で、前年比86万8,000円の増額でございます。増額の要因としまして、10節需用費第1揚水機場電気料及び18節負担金補助及び交付金において、基幹水利施設管理事業徳富ダム地区負担金の増額によるものでございます。また管理費としましては12節委託料、水利施設維持管理業務委託料でございます。

9目国営造成施設管理費、本年度764万7,000円の計上で、前年と同額でございます。主な内容としまして、18節負担金補助及び交付金、管理体制整備支援事業補助金によるものでございます。

10目多面的機能支払交付金事業費、本年度8,512万4,000円の計上で、前年比240万円の減額でございます。減額の要因としましては、18節負担金補助及び交付金、多面的機能交付金で施設長寿命化事業が令和元年から繰越費で実施するため減額となるものでございます。

11目基盤整備推進費、本年度785万4,000円の計上で、前年比219万1,000円の減額でございます。減額の要因としまして、18節負担金補助及び交付金、道営農地整備事業、浦臼、鶴沼地区、晩生内地区負担金において、浦臼、鶴沼地区が終了し、また晩生内地区の通常予算が減額によるものでございます。本年の農地整備事業につきましても令和元年度補正繰越予算とあわせての事業推進となります。

以上です。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

1項12目ジビエ処理加工センター管理運営費、本年度341万7,000円の計上でございます。新設の目となっておりまして、減量化施設の管理運営にかかわるものでございます。

2項林業費、1目林業振興費、149万円の計上でございます。前年比13万3,000円の減額となっております。18節負担金補助及び交付金、有害鳥獣被害防止対策協議会の助成金が主な内容となっております。

2目町有林管理費、76万3,000円の計上でございます。前年比3万円の増となっております。町有林の維持管理にかかわる経費でございます。

以上、5款農林水産業費を終わります。

98ページをお開きください。

6款商工費、1項1目商工振興費、2,781万2,000円の計上でございます。前年比1,250万6,000円の減となっております。18節負担金補助及び交付金につきまして、プレミアム付商品券発行事業の皆減及び企業立地促進事業助成金の減額が主な要因となっております。同じく18節につきまして、外灯組合事業、商工振興事業、中小企業振興事業が主な内容となっております。

2目観光費、4,107万1,000円の計上でございます。前年比68

7万3,000円の減となっております。14節工事請負費につきまして、鶴沼公園内施設改修工事の減額及び道の駅つるぬま、温泉保養センター、いこいの森の各種工事の完了に伴う減が主な要因となっております。12節委託料では鶴沼公園、道の駅つるぬま、自然休養村センター管理業務委託料及びPR事業実施業務委託料を含め2,626万4,000円を、17節備品購入費では鶴沼公園管理用として刈払機及び集草機購入、18節負担金補助及び交付金では観光事業への補助金等に係る経費でございます。

次のページをお開きください。

3目労働費、20万2,000円の計上でございます。前年比5,000円の増となっております。18節負担金補助及び交付金につきまして、美唄市季節労働者通年雇用促進協議会及び中空知地域職業訓練センター運営補助金でございます。

以上、6款商工費を終わります。

#### ○建設課長（馬狩範一君）

102ページをお開きください。

7款1項1目道路橋梁総務費、本年度56万2,000円で前年比7万7,000円の増額でございます。13節使用料及び賃借料、刊行物掲載単価データ利用料の増額によるものでございます。

2目道路維持費、本年度9,451万6,000円の計上で、前年比2,314万7,000円の増額でございます。増額の主な要因としまして、14節工事請負費、道路維持補修工事において、裏街線歩道縁石取りかえ工事が完了し減額となりますが、同節道路補修費におきまして、南2丁目線道路改良舗装工事を計上し、中央線道路舗装工事も舗装長寿命化計画に基づき事業推進するため増額計上となるものでございます。ほかの道路維持費としまして10節需用費、町用車、ダンプ、グレーダー、ホイールローダー等に要する消耗品、燃料費、修繕料でございます。

3目橋梁維持費、本年度3,707万4,000円の計上で、前年比70万2,000円の増額でございます。本年も橋梁長寿命化に基づき昨年から工事実施している晩生内沢線拓殖橋及び町道橋では最長の中央線浦白内川補修工事を今年度から推進するものでございます。

4目除雪対策費、本年度5,882万8,000円の計上で、前年比7,115万2,000円の減額でございます。主な要因としまして12節委託料、町道等除雪業務委託料のみの計上になるものでございます。

7款2項1目河川総務費、本年度8万円の計上で前年比2,000円の増でございます。主な内容としまして、18節負担金補助及び交付金、期成会等の各関係機関の負担金でございます。

2目河川維持費、本年度1億1,655万円の計上で、前年比9,428万2,000円の増額でございます。増額の主な要因としまして、14節工事請負費、ラウネナイ川護岸改修工事を予算計上したことによるものでございます。工事概要につきましてはコンクリートブロック積工環境型両岸延長

507メーター、護床工258メーターを実施するものでございます。

104ページをお開きください。

7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費、本年度762万6,000円の計上でございます。前年比51万2,000円の増額でございます。主な管理費につきましては、10節需用費、公営住宅部分の修繕料、12節委託料、町営住宅管理施設業務委託料で、本年度もひばり団地2棟が建てかわることから除雪作業等が追加となり、増額計上となるものでございます。

2目公営住宅整備費、2億6,470万8,000円の計上で、前年比4,508万4,000円の減額でございます。ひばり団地建設事業に12節委託料に令和3年度分のひばり団地実施設計業務委託料及び本年度分のひばり団地工事監督業務委託料、14節工事費にひばり団地2棟8戸の建築工事費、それに係る電気設備、機械設備、工事費及び解体工事費を計上し、また21節補償補填及び賠償金、ひばり団地住宅移転補償費9戸分を計上してございます。14節工事請負費ではスパーク・21外部改修工事は本年度で3年目となりC棟の改修工事を予定しております。中央団地外部改修工事においては、昨年度改修工事を完了し、減額計上となるものでございます。

4項1目下水道整備費、本年度5,589万円の計上で、前年比350万6,000円の減額でございます。内容につきましては、27節繰出金、下水道事業特別会計繰出金での減額でございます。

以上、7款土木費でございます。

以上です。

#### ○総務課長（石原正伸君）

106ページをお開き願います。

8款消防費、1項1目消防費、本年度2億9,968万円の計上でございます。前年度比1億7,774万4,000円の増となっております。12節委託料、14節工事請負費、17節備品購入費におきまして、浦臼消防団本部建設に関連する費用を計上し、増額の要因となっております。

2目水防費、今年度713万円の計上でございます。前年度比263万1,000円の減となっております。12節委託料の業務継続計画策定業務委託料が皆減となり、一方で18節負担金補助及び交付金におきまして、北海道総合行政ネットワークの防災通信機器の更新による負担金の皆増となっております。

3目排水機場費、本年度315万1,000円の計上でございます。前年度比54万9,000円の減となっております。

以上でございます。

#### ○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

108ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。199万5,000円を計上しております。前年比5,000円の減額でございます。教育委員の報酬など教育委員会に係る経費を計上しております。

9款1項2目事務局費でございます。1,713万9,000円で前年比6万7,000円の減額でございます。教育委員会事務局及び教職員等に係る経費を計上しております。1節報酬におきましては学校医報酬や学校運営協議会の報酬、18節負担金補助及び交付金におきましては各種団体への負担金等を計上しております。なお令和2年度におきましては学校の働き方改革の推進を図るため、新たに北海道公立学校校務支援システムの導入に関する経費としまして、11節役務費においてシステム設定料、13節使用料及び賃借料においてシステム利用料、18節負担金補助及び交付金において初期導入費用負担金を新たに計上しております。また教職員の在校時間を把握するため、17節備品購入費におきまして、学校管理用備品としましてタイムレコーダーの購入経費を計上しております。

110ページをお開きください。

9款2項小学校費、1目学校管理教育振興費です。1,436万6,000円、前年比1,943万9,000円の減額でございます。小学校の管理運営に要する経費を計上しております。減額の主な要因としましては、前年度において児童用及び教職員用のパソコン更新、大型提示装置の更新といった大型事業が皆減となりましたので、減額の計上となっております。

9款2項2目スクールバス運営費です。961万5,000円、前年比61万4,000円の減額でございます。スクールバスの維持管理及び運行に要する経費を計上しております。

112ページをお開きください。

9款3項中学校費、1目学校管理教育振興費です。1,751万3,000円で、前年費1,785万円の減額計上です。中学校の管理運営に要する経費でございますが、主な減額の要因としまして、小学校同様児童用、教員用のパソコン、大型提示装置の更新といった大型事業が皆減となりましたので、減額での計上となっております。

114ページをお開きください。

9款4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。403万9,000円の計上で、前年比41万7,000円の減額でございます。社会教育委員及び社会教育の各種事業に係る経費を計上しております。

9款4項2目郷土史料館費、84万7,000円の計上で、前年比91万7,000円の減額でございます。昨年度において開町120周年の記念事業として実施しましたタイムカプセル開封式に係る経費が皆減となりましたのが減額の主な要因でございます。

116ページをお開きください。

9款4項3目みどり学園費、53万2,000円の計上です。前年比8,000円の減額でございます。9款5項保健体育費、1目保健体育総務費です。178万1,000円、前年比56万2,000円の減額でございます。前年度におきましてB&G指導者養成研修の参加に係る旅費等の経費が皆減となりましたので、減額での計上となっております。

118ページをお開きください。

9款5項2目保健体育施設費です。761万1,000円の計上で、前年比14万円の減額でございます。9款5項3目学校給食費です。5,192万3,000円を計上しており、前年度と比較しまして3,729万2,000円の増額計上でございます。小中学校の学校給食事業に要する経費でございますが、学校給食事業につきましては、より効果的かつ効率的な広域運営を検討した結果、現在の奈井江・浦臼町学校給食組合を解散し、令和2年8月より砂川市へ委託することとしました。また給食運搬業務につきましても奈井江町と共同運搬し、効率的な運搬業務を行うことといたしました。このようなことから、10節需用費におきまして燃料費を増額計上したほか、新たに12節委託料において学校給食運搬業務委託料、14節工事請負費において給食車車庫新築工事、また17節備品購入費において、学校給食車の購入費用を計上しております。また18節負担金補助及び交付金におきまして、砂川市への給食事業広域化に係る費用としまして、学校給食負担金1,675万円を計上いたしました。

以上で、教育費の予算説明を終わります。

#### ○建設課長（馬狩範一君）

120ページをお開きください。

10款1項1目現年発生小規模災害復旧費、本年度50万円の計上でございます。14節工事請負費、小規模災害復旧工事に伴う経費でございます。

以上、10款災害復旧費を終わります。

以上です。

#### ○総務課長（石原正伸君）

122ページをお開き願います。

11款公債費、1項1目元金、本年度4億4,938万1,000円の計上でございます。前年度比2,355万2,000円の増となっております。増額の要因といたしましては、例年繰上償還しております過疎ソフトに加え、昨年実施した消防団設計に係る費用、また本年度実施します河川改修事業に係る起債を一括償還することによる増額でございます。

2目利子、本年度1,814万1,000円の計上、前年度比343万円の減額でございます。元金、利子、それぞれ繰上償還分を含んだ額を計上しております。

次のページ、124ページをお開き願います。

12款予備費、1項1目予備費、本年度500万円、前年度増額計上となっております。

以上が、歳出についての説明でございます。

以上です。

#### ○議 長

ただいまから、昼食のため休憩といたします。再開時間を午後1時30分からの再開といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時28分

○議 長

全員おそろいですので、休憩を閉じ会議を再開いたします。

歳入の説明をお願いいたします。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝陸己君）

それでは、令和2年度一般会計予算歳入についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算書の10ページをお開きください。

1款町税、1項1目町民税個人分、6,462万2,000円の計上でございます。前年度比659万2,000円の増でございます。直近5カ年の賦課実績及び見込み徴収率等を考慮し計上するものでございます。

2目町民税法人分、671万9,000円の計上でございます。前年度比46万4,000円の減でございます。法人税割の変動要素を考慮した見込み額にて計上するものでございます。

2項1目固定資産税、1億366万円の計上でございます。前年度比154万2,000円の減でございます。家屋分について課税標準の特例措置終了に伴う増を見込む一方、償却資産分における減価償却等に伴う課税標準額の減少を見込んだ計上でございます。

以下、3項1目軽自動車税、643万1,000円、4項1目町たばこ税、646万7,000円、5項1目入湯税、162万円をそれぞれ計上してございます。

12ページをお開きください。

2款地方譲与税、1項1目自動車重量譲与税、2,900万円、2項1目地方揮発油譲与税、1,100万円をそれぞれ計上してございます。

3項1目森林環境譲与税、85万円の計上につきましては、令和元年度からの譲与開始により当初予算での計上が本年度からとなることに伴い、前年度比が皆増となるものでございます。

14ページ、3款利子割交付金以降、18ページ、5款株式等譲渡所得割交付金までの各交付金につきましては普通交付税算定数値に基づく計上となっておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

20ページをお開きください。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金、3,400万円の計上でございます。令和元年度普通交付税算定数値に基づく従来分に前年度計上額と同額の社会保障財源分を加えた見込み額を計上するものでございます。

22ページをお開きください。

7款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金、360万円の計上で

ございます。令和元年10月より自動車取得税交付金にかわり交付されている交付金でございまして、当初予算での計上が今年度からとなることに伴う前年度比皆増となっております。

24ページをお開きください。

8款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、50万円の計上でございます。前年度比45万円の増となっておりますが、住宅借入金等特別税額控除及び自動車税環境性能割等の臨時軽減による減収補填特例交付金でございます。

26ページをお開きください。

9款地方交付税、1項1目地方交付税、13億4,000万円の計上でございます。前年度比4,500万円の減でございます。まず普通交付税でございますが、令和2年度地方財政計画における地方交付税の総額につきましては出口ベースで2.5%の増とされているところでございますが、本町の基準財政需要額に算入されておりました浦臼ライスターミナル建設時に借り入れた起債につきまして、令和元年度をもって算入期間が終了し、本年度より算入されなくなることから当該減額影響分を見込んだ12億円を計上してございます。特別交付税につきましては過去5カ年の平均交付実績を考慮して見込みました1億4,000万円の計上でございます。

28ページをお開きください。

10款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金、科目設定でございます。

30ページをお開きください。

11款分担金及び負担金、1項3目農林水産業費負担金、1,870万1,000円の計上でございまして、前年度比1,113万4,000円の減でございます。主な減額の要因といたしましては容器包装プラスチックごみの分別収集終了に伴い地力増進施設に係る奈井江町からの負担金が皆減となったことによるものでございます。

1項4目教育費負担金、332万2,000円の計上でございます。学校給食に係る奈井江町からの共同運搬負担金の新規計上でございます。

32ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、1項4目土木使用料、5,465万9,000円の計上でございます。公営住宅使用料におきまして、建てかえにより供用開始となった公営住宅に係る設備使用料等の増が主な増額計上の要因でございます。

34ページをお開きください。

2項2目衛生手数料、790万円の計上でございます。ほぼ前年並みの計上でございますが、主なものは塵芥処理手数料及びし尿処理手数料でございます。

36ページをお開きください。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、7,711万6,000

円の計上でございます。前年度比855万2,000円の減でございます。主なものといたしましては、障害者自立支援給付費等障害者扶助費に係る国庫負担分及び認定こども園に対する施設型給付費等に係る国庫負担分の計上でございます。

2項1目総務費国庫補助金、272万9,000円の計上でございます。前年度比1,455万3,000円の減でございます。主な減額要因につきましては地方創生推進交付金事業に係る補助金の減でございます。

5目土木国庫補助金、1億5,891万6,000円の計上でございます。前年度比2,944万7,000円の減でございます。主な減額要因につきましては雪寒機械購入事業に係る社会資本整備総合交付金の減でございます。

38ページをお開きください。

14款道支出金、1項1目民生費道負担金、5,103万8,000円の計上でございます。前年度比403万4,000円の減でございます。主なものといたしましては障害者自立支援給付費等障害者扶助費に係る道負担分及び認定こども園に対する施設型給付費等に係る道負担分の計上でございます。

2項4目農林水産業費道補助金、1億5,526万4,000円の計上でございます。前年度比472万9,000円の減でございます。主な減額要因といたしましては多面的機能支払交付金事業補助金及び道営土地改良事業促進費補助金等農業関連事業の事業量減少に伴う道補助金の減となっております。

40ページをお開きください。

3項2目土木費委託金、2,000円の計上でございます。前年度比1,075万2,000円の減でございます。道道管理に係る維持補修委託金及び除雪委託金の計上が皆減となったことによりまして、建設リサイクル法業務等に係る委託金の科目設定のみの計上となっております。

42ページをお開きください。

15款財産収入、1項1目財産貸付収入、353万1,000円の計上でございます。前年度比44万3,000円の増でございます。町職員住宅貸付料の増が主な増額計上の要因でございます。

2目利子及び配当金につきましては、預金利子といたしまして225万6,000円の計上でございます。

2項財産売払収入の各目につきましては、それぞれ科目設定となっております。

44ページをお開きください。

16款寄付金、1項1目一般寄付金につきましては、科目設定でございます。

2目ふるさと応援寄付金、1億円の計上でございます。前年度と同額の予算計上となっております。

46 ページをお開きください。

17 款繰越金、1 項1 目繰越金につきましては、科目設定でございます。

48 ページをお開きください。

18 款諸収入、3 項2 目雑入、2, 457 万5, 000 円の計上でございます。前年度比6, 137 万7, 000 円の減でございます。前年度予算との変更点といたしましては、食肉加工施設建設負担金の減、職員派遣団体負担金の減、JA ピンネ乾燥施設使用負担金の増、食肉加工施設使用料の増などに伴いまして、総体として減額計上となるものでございます。

50 ページをお開きください。

19 款町債、1 項1 目臨時財政対策債、4, 800 万円の計上でございます。前年度比1, 700 万円の減でございます。前年度の発行可能額と同程度を見込むものでございます。

2 目土木債、1 億8, 860 万円の計上でございます。橋梁長寿命化事業及び南2 丁目線道路改良舗装事業につきましては過疎対策事業債、舗装長寿命化事業につきましては公共施設等適正管理推進事業債、ラウネナイ川改修事業につきましては緊急自然災害防止対策事業債による起債をそれぞれ予定してございます。

3 目消防債、1 億9, 080 万円の計上でございます。浦臼消防団本部建替事業、北海道総合行政ネットワーク整備事業の2 事業につきましては緊急防災減災事業債による起債を予定してございます。

4 目教育債、1, 730 万円の計上でございます。学校給食車整備事業につきまして、過疎対策事業債による起債を予定してございます。

52 ページをお開きください。

20 款繰入金、1 項1 目基本財産繰入金、5 億3, 170 万円の計上でございます。前年度比1 億1, 909 万円の減でございます。1 節財政調整基金繰入金につきましては財源調整に伴い2 億2, 520 万円を基金より繰り入れるものでございます。2 節街路灯維持基金繰入金につきましては95 万円を街頭維持管理事業に充てるため基金より繰り入れるものでございます。3 節減債基金繰入金につきましては起債の繰上償還元金に充当するため1 億1, 880 万円を繰り入れるものでございます。4 節ふるさと浦臼応援基金繰入金につきましては、ふるさと納税をいただいた皆様からご指定のあった目的用途に沿った事業に充当するため6, 175 万円を繰り入れるものでございます。内訳といたしましては教育子育て支援関連事業に590 万円、農業振興商工観光活性化関連事業に565 万円、地域福祉医療充実関連事業に15 万円、スポーツ文化振興関連事業に5 万円、ふるさと納税事業に5, 000 万円をそれぞれ充当し活用させていただくものでございます。5 節公共施設建設基金繰入金1 億円の計上でございます。公営住宅ひばり団地の建設事業の財源として基金より繰り入れるものでございます。6 節札沼線代替輸送事業等基金繰入金2, 500 万円の計上でございます。JR 札沼線の廃線に伴い本年4 月からの新たな生活交通の運行経費に充当するためJR 北海道

からの支援金により造成した基金より繰り入れるものでございます。

54ページをお開きください。

自動車取得税交付金につきましては、交付金の廃止に伴い今年度の予算計上はございません。

歳入合計、歳出と同額の33億3,900万円となっております。

以上が、令和2年度一般会計の歳入についてのご説明でございます。

以上でございます。

**○議 長**

これより、質疑を行います。議事進行上、歳出から進めます。56ページ、1款議会費から、73ページ、2款7項1目監査委員費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

質疑がないようなので、次に74ページ、3款民生費から、89ページ、4款4項1目上水道施設費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

**○5番（折坂美鈴君）**

78ページ、3款3項1目の委託料の中に生活支援事業委託料というのがありますが、説明によりますと申請者の増加により増加したということだったんですけども、職員のご苦労もあるかと思いますが、配食サービスと安否確認サービスということで申請者はどのように前年と比べてふえたのでしょうか。

**○議 長**

齊藤課長。

**○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）**

折坂議員の質問にお答えいたします。

生活支援事業委託料につきましては、配食事業サービスが前年度2,193回に比較し、本年度につきましては配食サービスは3,100食を予定しております。

安否確認につきましては、380回を予定しているところです。

以上です。

**○議 長**

よろしいですか。

**○5番（折坂美鈴君）**

安否確認については前年度はわかりませんか。

**○議 長**

後でちょっと調べさせてもらいます。後で報告させます。

ほかに質問ございませんか。

牧島議員。

**○7番（牧島良和君）**

83 ページ、衛生費の予防費ですが、今年度事業の中では歯周病健診が組まれていました。本年度このところでの予算がないわけですが、改選期ということもあって政策予算という位置づけで今回それがいいのか、私も係るこうした健診、それから予防については非常に意味があると思っていますし、私も受けて非常に安心できる、そういう環境にあると思うんですが、いかがですか。

○議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

牧島議員の質問にお答えいたします。

歯周病健診につきましては、来年度につきましてはその他健診業務委託料というところに入れた形になっておりまして、歯周病健診という形であえて外出ししているものではないので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長

折坂議員。

○5 番（折坂美鈴君）

同じページで認知症健診の方の医師のお支払いとかが入っていないと、今年度やめることになったのかなというところをお聞かせください。

○議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

折坂議員の質問にお答えいたします。

認知症健診につきましては、齊藤町長の町長施策ということで取り組んでまいりましたので、来年度につきましては骨格予算ということで当初より計上させていただいてはおりません。また新町長と協議の上、検討したいと考えています。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6 番（静川広巳君）

今回のおむつの購入の関係ですけれども、対象の方がどのぐらいおられるかわかれば。

それともう1点は、狂犬病の関係ですけれども、狂犬病の予防を受ける必要が町内の件数というのですか、ペットの頭数というのですか、もしわかればお願いします。

○議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

静川議員の質問にお答えいたします。

私の方からは、おむつ購入費等補助金、79ページのところの質問かと思いますが、前年度延べ数で30人の対象者でしたが、今年度につきましては34人分の計上ということで増額予算にしているところです。

以上です。

**○議 長**

大平課長。

**○くらし応援課長（大平雅仁君）**

静川議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度の予算計上の数値として、狂犬病予防の関係は一応120件を予定しております。

以上です。

**○議 長**

ほかに質問ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

次に、90ページ、5款農林水産業費から、107ページ、8款消防費まで質疑を受けます。質疑ございませんか。

柴田議員。

**○3番（柴田典男君）**

95ページ、ジビエの関係でお伺いしたいと思います。減量化施設の管理業務委託料の金額、空白でわからないんですけれども、ことしに入って1月から3月まで折笠機工と業務委託で除雪を含めて、たしか契約した金額は130万円前後だったと記憶しているんですけれども、今回その委託料がその二つ合わせて192万円で、4月からの契約についてはどうなっているのかというのが1点。

それから、金額的にこれで年間賄い切れるのが2点。

とりあえず、これお伺いします。

**○議 長**

答弁願います。

横井課長。

**○産業振興課長（横井正樹君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、4月からの委託を予定しております。金額につきましては今年度の契約につきましては除雪、それと切り返しのところで同じ会社に機械を借り上げておまして、その分の金額を委託料の中で見ておりましたので、令2年度、来年度からは地力増進施設の方から使わなくなった機械が減量化の方に来ますので、機械の借上料がなくなるので、その分減りましてこの金額で間に合うという設計をしております。

以上です。

○議 長

金額を教えてくださいませんか。

○産業振興課長（横井正樹君）

委託料で今後契約を控えていますので、空白になっているのは金額を見えないようにするということがありますので、金額についてはここでは言えないかなと思っております。

以上です。

○議 長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

3月までの契約はわかっていますけれども、4月はこれから契約するという。

○産業振興課長（横井正樹君）

そうです、4月はこれから契約します。

○議 長

よろしいですか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

3月までは折笠機工とは契約していたんだけど、4月からということで予定としては折笠機工ということになるのか、それとも新たな人選をするのか、その辺の見通しはどうなんですか。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

見通しというか、その辺も4月からの委託のあれで、これから契約の手続を始めますので、会社がどこかということは、まだここではお答えできません。

以上です。

○議 長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

公募するんですか。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

委託になりますので、公募というよりは指名の入札になるのか、もしくは随契で行うのかというのはこれから検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは関連で、昨年度から浦臼猟友会に対して手当を厚くしたということがありますけれども、浦臼猟友会さん、加工センターにシカを入れていただいているのかどうか、現状をお知らせください。

○議長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

頭数は少ないですけれども、入れてはいただいております。実績で5頭ほど入れていただいております。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

29ページ、商工振興費の中で、プレミアム商品券については今年度はないよというご説明なんです。これは骨格だからないのか、ことしからやめるのか、計画はあるのかについてお伺いします。

○議長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

骨格予算ということで、当初予算には組んでおりません。今後新町長と話し合いを進めて、補正で対応していくことになると思います。

以上です。

○議長

ほかにご意見ございませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

105ページです。ことしもひばり団地の建設が進められるということで、8戸の予定ということだったんですけれども、その下に公営住宅移転補償費の説明があったときに9件の移転補償費とお伺いしたんですけれども、この違いは何なのかなと。

○議長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

8戸が今移転対象となっているんですが、その中に1人単身者が含まれておりまして、その方は今回のひばり団地以外のところに移ってもらうということで補償費をお支払いして移転してもらうということになっております。

○議 長

よろしいですか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

引き算がちょっとよくわからなかったの。

○建設課長（馬狩範一君）

9件が対象になるんですけれども、実際に今住んでいる方が、そのまま8戸その新しい新団地に移ってもらって、全体で9人いるんですが、1人が単身者で新しいひばり団地にそのまま入れないということから補償費を支払ってもらって、違う団地に引っ越してもらおうと。あっちに移るのは8戸ということ。

○議 長

ほかにありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

ちょっと確認なんですけれど、98ページの観光費の中で自然休養村センター管理運營業務委託料は昨年から900万円に上がったと思うんですけれど、これ道の駅つるぬまの管理料は入っていないんですよ。それはまた別だと思うんですけれど、毎年変わらないと思うので教えていただければと思うんですけれど、道の駅のつるぬま管理運營業務委託料、これはお幾らでしたか。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

これも昨年と変わっていません。金額的には。道の駅つるぬまの管理委託料は変わっていません。

○5番（折坂美鈴君）

休養村の中には入っていませんよ。

○産業振興課長（横井正樹君）

違いますそれは。別なので。

昨年の資料を調べていただければと思うんですけれど、一応、道の駅つるぬま管理運營業務委託料につきましては200万円です。

○議 長

ほかにございませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

106ページの水防費の中の委託料になります。災害等初動対応委託料、これについて説明いただいてもよろしいですか。

○議 長

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

災害等初動対応委託料ということで、いつ起きるかわからない災害に即時に対応できるように予算として150万円計上しているものでございます。

以上でございます。

○議 長

よろしいですか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それは役場の対応ということでしたっけ。

○議 長

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

役場の方で職員が対応できる部分と、そうではなく業者に即座に対応していただかなければならない状況が生じてきますので、そういったときに予算として150万円を持っているということで、すぐ発注ができる状態で予算をとってございます。業者に発注する費用でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

同じく107ページなんですけれども、消防費において、ことし浦臼町の消防団の建てかえ工事があるわけなんですけれども、このようなコロナ状況のときに非常に物流の流れが悪いということで、本当に工期内に終わるかちょっとそれは心配なところがあるんですけれども、今回のこの1億8,000万円の中において、砂子組と今田建設のJVでやられるということなんですけれども、前渡金の支払いはあるのか、その辺どうなんですか。

○議 長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

前払金につきましては、4月以降に予定をしております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、108ページ、9款教育費から、125ページ、12款予備費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

119ページ、学校給食費の中の14節工事請負費、給食車を格納する車庫新築工事ということでございますけれども、金額はこうした金額で非常に私的には高価だなと思うんですが、そのつくりは鉄鋼構造かと思うけれども、あらましと場所等についてどのようにお考えでしょうか。

○議 長

上嶋局長。

○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと高価なんですけれども、トラックを収納する大きさでございますので、形といたしますか構造的にはカスケードを基本として、ちょっとシャッター部分が電動のシャッターとなっております。

場所につきましては、現在の場所付近を想定しております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

次に、歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

すいません、先ほどの災害等初動対応委託料について、ちょっとまだ自分の中で納得がいていないんですが、去年役場の初動対応ということでBCP計画を立てたのではなかったですか。その中の一つの企業に発注する費用ということなので、そういうことかなと思って、また考えているんですが、もう少し詳しく教えていただきたいです。

○議 長

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

初動体制につきましては、主に発電機等を設置したりポンプを設置したり、役場にあるそういった水防機器を設置する費用として計上しているものでございます。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今回、会計年度任用職員の報酬の関係で、額が出るのですが、このことについて今までの報酬と今回の制度が変わった報酬との違いと申しますか、その報酬の算定の違いをどのような額になると申しましょうか。

それと、この任用職員の報酬イコール最終的に地方交付税だとかそういう

たものの算定方法に影響してくるのかどうか。

○議 長

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えします。

会計年度任用職員という制度に切り変わることに由りまして、今まで支払っていましたが比較しますと740万3,000円ふえる形になります。

会計年度任用職員の制度としまして、1号、2号とそれぞれ分かれてございます。常勤の職員とパートタイムの職員とそれぞれ分かれてございますので、それにつきましては条例に基づいた給料表に当てはめた形で月額給与並びに時間給という形で定められていますので、そういった形でお支払いをするということになってございます。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

失礼しました。

交付税につきましては、これに新たに追加するということは今のところ来てございません。今までの交付税の中に入っているということでございます。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

総務課でやっておられるふるさと応援助成金の関係なんですけれども、過去3年間やってきていると。自分たちも団体の中で応援してもらった経過もあったんですけれども、3年を限度とするという原則があるものですから、ことはやれないんですけれども、これについては予算的にはのっているんですけれども、今各市町村でも同じような事業を始めている市町村はふえているんですけれども、内容的に今後検討していく可能性はありますか。

○議 長

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

町民のチャレンジ事業の補助金ではなくてですか。すいません、もう一度お願いできますでしょうか。申しわけございません。

○議 長

町民まちづくり活動応援補助金についてですね。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

失礼いたしました。

3年を限度として制度として設けてございますので、一応ルールということで3年で打ち切りという状況になってございます。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ここで要望を言っているものかどうかよくわからないんだけど、内容として検討してほしいんですよ。今例えば似たような事業が赤平市でもやるし、こうやって町の中から地域づくりをしたいんだということで申し出をしたときに、市なり町の方が応援するという金額的には各市町村、内容違うんだけど、うちの場合確かに最初の事業としてやろうということで斉藤町長を初めとしてやってもらったんですけど、3年を限度とするというのも確かに基本としてはいいと思うんだけど、やはり地域を盛り上げようという機運がある中で、せっかくの機運が3年をもって終わりになるのも惜しいんじゃないですかということもありますので、例えばご婦人方がやっているだれでも食堂も例えば同じ名目で同じ申請をすると、ことしで終わりですよとなるわけでしょう。

だから、もうちょっと内容を検討していくことも要望として言っているのかどうかわからないけれど。

○議 長

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

新しい体制になりましたら、そういった部分も含めて検討させていただきたいと思います。

ちなみに、だれでも食堂につきましては3年で補助事業としては打ち切りでございますけれども、当初予算の中で新たな町の支援事業としまして予算計上している状況でございます。そういった部分も含めて今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今のだれでも食堂にかかわって、別の項での予算と言われたんですけども、それをどこで読み解けばいいのか、ちょっと改めてお聞きしたいと思います。

あと二つ、若干試験的な意見も加えるところなんですけど、67ページ、委託料で名誉町民肖像画制作業務委託料、これがあります。

従前、肖像画は作成すると、こうなっているところなんです、私的には従前の予算化に対しても、道議会も私の知るところは絵画ではなくて写真掲示ということにも変わってきているわけですね。

そうした状況と全体的な予算の使いようを見るときに、そうしたことも含めて検討した。だが今回のこの50万円、絵画でということでのことなのか、私はもう少し今言ったような検討が今後されなければならないのではないかなと改めて思うところでは。

それからもう一つは、予算の全体にも言えることなんです、わかりやすい話で先ほどお答えをいただいたんだが、車庫が給食車が来ることでつくりますよと。カスケードということですから、市販の車庫が建てられるのかなと。多少大きいから構造的にも大きくなるだろうというのは理解をするところなんだけれども、どうかこうかわからないけれども、地元の業者さんに仕事はおりのないのかなと。

私もし鉄骨業者だったら520万円で受けてもいいなと思うぐらいなことなんです、いずれにしても考え方は町の中でその受注ができる業者があってもいいんでないかなと、そんな思いもあるわけです。

これは車庫に限ったことではなくて、町の業者になるべく仕事をおろすという視点が大事なことはないかなと思うんですが、そこら辺の検討もされた上で今回の提示だと思うけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

#### ○議 長

答弁をお願いします。

石原課長。

#### ○総務課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

名誉町民の肖像画につきましては、過去5名の方々を王子江先生にかいていただいているという経過もございまして、そのあたり同様にかいていただくということで予算を計上させていただいております。

そのあり方について、見直し等については特に検討はしてございませんけれども、内部協議の中で今までと同様にということで継続していこうという考え方のもと予算を計上させていただいております。

だれでも食堂の予算につきましては、私の説明が誤ってございまして、新規事業扱いになりますので、6月以降新しい体制のもと検討してまいります。

以上でございます。

#### ○議 長

上嶋局長。

#### ○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

牧島議員の質問にお答えいたします。

給食車の車庫につきましては、製品を買って組み立てる部分はあるんですけども、町内業者による見積もりをいただいて予算化しております。

車庫については以上です。

○議 長

ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、歳入に入ります。10ページをお開きください。1款町税から、31ページ、11款分担金及び負担金まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、36ページ、13款国庫支出金から、53ページ、20款繰入金まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、歳入全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

最後に、歳入歳出全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、本案に対する反対討論の発言を許します。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

本年度にあつては、町長選を控えて骨格予算ということでの案内であります。

私もそのことを置きながら、今ほども意見と質問をさせてもらいましたけれども、肖像画にかかわつては、私も当初からこうした時期と状況ではないと言ひつけてかなり久しくなりますけれども、50万円、60万円といえどもここは考えどころだと私は思っています。

それを率直にどこまでの域での議論は十分ではないというお答えもありますけれども、これからの中でもしっかりと考えてもらいたいと思いますが、私は1点、今回の骨格予算の中でやっぱり見直すべき大きな課題と、それから大きな事案だと思っています。この予算の60万円をもって、そのことだけでと言われるかもしれませんが、これはやっぱり私としては譲れないところなんです。

よつて、反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

中川議員。

○8番（中川清美君）

令和2年度浦臼町一般会計予算に賛成する立場から討論を行います。

国の令和2年度予算については、地方創生、防災力の強化、地域医療構想への支援、転作助成金の拡充、教育のICT化など、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取り組みの継続による経済再生と財政健全化を基本方針とした予算編成になっており、現在、審議されているところであります。

歳出総額は、平成31年度当初予算を上回る102兆6,580億円、過去最高となっております。

財源としての公債費の占める割合は31.7%と前年度より0.5%下がっておりますが、依然高い水準となっております。

地方交付税については、前年度1.1%減の15兆8,093億円が計上されております。

また、社会保障関連予算では、前年度5.1%増の35兆8,608億円が計上され、予算総額の34.9%を占めております。

そうした中、令和2年度浦臼町一般会計予算を見ますと、昨年同様歳入の多くは地方交付税が占めております。

分担金及び負担金では、廃プラスチックの減容処理事業の終了による減額がありますが、国や道の支出金や町債、目的基金の繰り入れなどによる財源確保がされているところです。

歳出におきましては、骨格予算のため予算全体としては平成31年度に比べ減少しておりますが、JR札沼線の廃線に伴う代替交通に係る事業や公営住宅ひばり団地建替事業、浦臼消防団本部建替事業、ラウネナイ川護岸改修事業など、令和元年度から継続実施している事業経費が多く占めております。

公債費については、実質公債費比率は改善していますが、引き続き令和2年度も1億1,880万円の繰上償還の予定となっております。

町財政においては、各継続事業等により、今後厳しい財政状況になることも予想されますが、今後検討を加える余地があることを考慮しても、浦臼町が健全な財政運営を継続していくための役割を持った予算であると評価いたします。

以上のことから、私は議案第17号 令和2年度浦臼町一般会計予算に賛成するものであります。

議員各位におかれましてもご賛同いただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第17号 令和2年度浦臼町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第17号 令和2年度浦臼町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

ただいまから、休憩といたします。10分間休憩させていただきます。時刻は40分まで休憩とします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時39分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの質問の答弁をお願いします。

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

失礼いたしました。

先ほど折坂議員から質問のありました生活支援事業の件数についてお答えいたします。

配食サービスが令和元年度の予算では2,400食でございましたが、要望などにより3,100食と2年度については計上しています。

安否確認につきましては、先ほど私、間違えまして、380と言いましたけれども、120件の間違いでしたので訂正いたします。

以上です。

◎日程第2 議案第18号

○議 長

日程第2、議案第18号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

予算大綱につきましては、配付してあります予算大綱資料をごらんください。

それでは、提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

予算書134ページをお開きください。

議案第18号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度浦臼町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,320万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は4,000万円と定める。

令和2年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

歳出より説明いたします。149ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、1,255万9,000円の計上で、前年比13万8,000円の減額でございます。事務費及び事務職員1名分の人件費を計上しております。

給与費について、給与費説明書にて説明いたしますので、159ページをお開きください。

第2表の一般職について、事務従事者1名、特定健診事業従事者1名に係る2名分の給与明細でございます。

職員は昨年と同様の2名、給与費が1,299万2,000円、共済費が440万3,000円となっており、昨年度より合計で87万3,000円の減額となっております。

時間外手当を一般会計での計上としたことによる減及び退職手当組合への事前納付金が減額となることによる共済費の減が主な減額の理由となっております。

160ページ以降についてはお目通しいただきたいと存じます。

149ページにお戻りください。

2項1目賦課徴収費、28万8,000円の計上で、前年比1万円の増額でございます。

151ページをお開きください。

2款1項1目空知中部広域連合納付金、1億1,119万1,000円の計上で、前年比686万8,000円の減額でございます。被保険者数の減による減額でございます。

153ページをお開きください。

3款1項1目保険税還付金、32万円の計上で7万8,000円の減額でございます。

155ページをお開きください。

4款1項1目特定健診事業費、874万2,000円の計上で82万6,000円の減額でございます。人件費の減額によるものでございます。

157ページをお開きください。

5款1項1目予備費、前年と同額の10万円の計上となっております。歳出合計1億4,110万円、前年比790万円の減額となっております。

続きまして、歳入について説明いたします。139ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、8,590万2,000円、前年比407万3,000円の減、2目退職被保険者国民健康保険税6,000円、前年と同額です。それぞれの1節から3節現年課税分につきましては空知中部広域連合からの負担要求額から一般会計負担分を差し引いた額を被保険者に求める税額としております。4節から6節までの滞納繰越分については前年同様の計上でございます。

141ページをお開きください。

2款1項1目利子及び配当金、10万5,000円、前年比2万3,000円の減。

143ページをお開きください。

3款1項1目繰越金につきましては、科目設定の予算計上でございます。

145ページをお開きください。

4款諸収入につきましては、いずれも科目設定の予算計上でございます。

3項3目の雑入につきましては、事務処理標準システム保守に係る特別調整交付金となっております。

147ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金、4,088万1,000円、前年比162万9,000円の減、2項1目基金繰入金、451万5,000円、前年比219万2,000円の減、いずれも分賦金の減によるものです。

歳入合計、歳出と同じ1億4,110万円、前年比790万円の減額でございます。

以上が、議案第18号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第18号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第18号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第19号

○議 長

日程第3、議案第19号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

予算大綱につきましては、配付してあります予算大綱資料をごらんください。

それでは、提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

163ページをお開きください。

議案第19号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,470万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

歳出より説明いたします。179ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、895万5,000円、前年比370万8,000円の減額でございます。後期高齢者医療システムの更新に係る費用の減によるものでございます。給与は前年と変わらず1名計上しております。給与費の明細につきましては186ページから掲載しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

180ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、3,553万6,000円、前年比109万7,000円の減額でございます。

182ページをお開きください。

3款1項1目保険料還付金、15万9,000円、前年比5,000円の増でございます。

184ページをお開きください。

4款1項1目予備費、5万円、前年と同額の計上でございます。

歳出総額4,470万円、前年比480万円の減額となっております。

続きまして、歳入について説明申し上げます。169ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料、1,226万1,000円、前年比415万7,000円の減、2目普通徴収保険料、1,003万2,000円、前年比299万5,000円の増。

170ページをお開きください。

2款1項1目証明手数料、1,000円の科目設定となっております。

172ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金、2,224万6,000円、前年比364万3,000円の減、システム更新費用の減によるものでございます。

174ページをお開きください。

4款1項1目保険料還付金、15万9,000円、前年比5,000円の増でございます。

176ページをお開きください。

5款1項1目繰越金、1,000円の科目設定でございます。

以上、歳入合計、歳出と同じ4,470万円、前年比480万円の減額でございます。

以上が、議案第19号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第19号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第19号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第20号

○議 長

日程第4、議案第20号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計予算を議題とします。

予算大綱につきましては、配付してあります予算大綱資料をごらんください。

それでは、提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

予算書の190ページをお開きください。

議案第20号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計予算。

令和2年度浦臼町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,130万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は6,000万円とする。

令和2年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

内容についてご説明申し上げます。

地方債についてご説明いたします。195ページをお開きください。

第2表、地方債。

起債の目的、石狩川流域下水道事業、限度額150万円、石狩川流域下水道建設負担金に対しての起債でございます。

次に、1段下でございます。

起債の目的、公営企業会計適用化事業、限度額1,360万円、公営企業会計導入に向けた公営企業法適用化支援業務に係る財源として借り入れするものでございます。

起債の方法、証書借り入れでございます。利率につきましては6.5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金については利率見直しを行った後においては当該利率見直し後の利率。

償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行そのほかの場合にはそのほかの債権者と協議するものによる。ただし財政の都合により据

置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に切りかえることができる。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。208ページをお開きください。

歳出よりご説明いたします。

1款1項1目総務管理費、67万6,000円の計上で、前年比11万3,000円の増額でございます。増額の要因としましては22節償還金利子及び割引料、消費税納付金が増額したことによるものでございます。

2目下水道建設費、175万5,000円の計上で、前年比9万3,000円の増額でございます。18節石狩川流域下水道事業負担金の増額によるものでございます。

3目下水道維持管理費、3,020万7,000円の計上で、前年比623万4,000円の増額でございます。増額の要因としまして13節委託料が増額したことによるものです。

2節からの給料等につきましては給与明細表にてご説明申し上げます。214ページをお開きください。令和2年度の下水道維持管理費の維持管理事業の従事者1名に係る給与の明細でございます。214ページ中段、2、一般職(1)総括の表をごらんください。本年度欄、給与費、給料355万1,000円、職員手当190万円、共済費191万1,000円、合計736万2,000円、前年比11万4,000円の減額でございます。

次ページ、(2)給料及び職員手当の増減額の明細、以下詳細につきましてはお目通しいただきたいと存じます。

208ページにお戻りください。

13節委託料において、昨年度から実施しております公営企業会計導入に向けた公営企業法適用化支援業務委託ですが、ことしは令和3年度運用開始に向けた移行作業及びシステムの導入後予算を計上したことによる増額でございます。

210ページをお開きください。

2款1項1目元金、5,255万2,000円の計上で、前年比37万円の増額でございます。

2目利子、606万円の計上で、前年比71万円の減額でございます。

212ページをお開きください。

3款1項1目予備費、5万円の計上で前年と同額でございます。

歳出合計9,130万円、前年比610万円の増額でございます。

以上が、歳出でございます。

196ページをお開きください。

続いて、歳入をご説明いたします。

1款1項1目受益者分担金、1,000円の計上で科目設定のみでございます。

198ページをお開きください。

2款1項1目下水道使用料、1,950万1,000円の計上で前年比20万円の減額でございます。平成30年度実績、令和元年実績見込みによるものでございます。

200ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金、5,669万6,000円の計上で、前年比270万円の減額でございます。

202ページをお開きください。

4款1項1目繰越金、1,000円の計上で科目設定のみでございます。

204ページをお開きください。

5款1項1目雑入、1,000円の計上で科目設定のみでございます。

206ページをお開きください。

6款1項1目土木債、150万円の計上で前年比10万円の増額でございます。石狩川流域下水道事業債の増額によるものでございます。

2目総務債、1,360万円の計上で、前年比890万円の追加でございます。公営企業会計適用化事業債によるものでございます。

以上が、歳入でございます。

次に、218ページをお開きください。

債務負担行為についての調書についてはお目通しいただきたいと思えます。

次に、219ページをごらんください。

地方債の状況についてご説明申し上げます。

地方債に関する調書につきましては、令和元年度末現在高合計欄をごらんください。4億9,470万4,000円、当該年度中起債見込額、合計欄1,510万円、当該年度中元金償還見込額、合計欄5,333万1,000円、当該年度末現在高見込額、合計欄4億5,647万3,000円でございます。

206ページにお戻りください。

歳入合計、歳出と同額9,130万円、前年比610万円の増額でございます。

以上が、令和2年度浦臼町下水道事業特別会計予算の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

#### ○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第20号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第20号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 決議案第1号

○議 長

日程第5、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議について議題といたします。

本件については、会議規則第39条の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 所管事務調査

○議 長

日程第6、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和2年第1回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時05分